

第 2 3 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 6 月 5 日 開会

平成 21 年 6 月 11 日 閉会

南 部 町 議 会

第 2 3 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○提出議案提案理由説明	5
○請願第1号から陳情第5号の上程、委員会付託	9
○散会の宣告	10

第 2 号（6月8日）

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
河門前 正彦 君	13

工 藤 幸 子 君	1 5
沼 畑 俊 一 君	2 2
馬 場 又 彦 君	2 7
中 村 善 一 君	3 0
○散会の宣告	3 8

第 3 号（6月9日）

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	4 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 0
○職務のため出席した者の職氏名	4 0
○開議の宣告	4 1
○一般質問	4 1
立 花 寛 子 君	4 1
根 市 勲 君	5 0
川守田 稔 君	6 2
工 藤 久 夫 君	7 0
○散会の宣告	8 0

第 4 号（6月11日）

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 2
○出席議員	8 2
○欠席議員	8 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
○職務のため出席した者の職氏名	8 3

○開議の宣告	84
○報告第13号上程、説明、質疑	84
○議案第62号上程、説明、質疑、討論、採決	90
○議案第63号上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第64号上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第65号上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第66号上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第67号上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第68号上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第69号上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第70号上程、説明、質疑、討論、採決	119
○請願第1号から陳情第5号までの委員長報告	120
○請願第1号の質疑、討論、採決	122
○陳情第3号の質疑、討論、採決	122
○陳情第4号の質疑、討論、採決	123
○陳情第5号の質疑、討論、採決	124
○常任委員会報告	124
○閉会中の継続調査の件	125
○議員派遣の件	125
○日程の追加	125
○陳情第1号の委員長報告	126
○陳情第1号の質疑、討論、採決	127
○閉会中の継続審査の件	127
○閉会の宣告	128
○署名議員	131

第23回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年6月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 りんごの価格安定対策を求める請願書
- 第 6 陳情第3号 協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める
陳情書
- 第 7 陳情第4号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情
- 第 8 陳情第5号 乳幼児期のヒブワクチン接種助成に関する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第23回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。去る5月29日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第23回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、報告1件、条例制定等6件、平成21年度補正予算3件でございます。そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情3件、常任委員会報告、閉会中の継続調査の件がございます。一般質問は9名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書、陳情書につきましては、所管の産業建設常任委員会と教育民生常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月5日から11日までの7日間といたしました。

なお、6月6日、7日は休日のため、6月10日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。
げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番中村善一君、9番佐々木勝見君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月5日から6月11日までにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、6月5日から6月11日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、6月6日、7日は休日のため、10日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案9件、報告1件、請願1件、陳情3件、常任委員会報告及び閉会中の継続調査の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

◎提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ご挨拶と提案理由のご説明を申し上げます。

本日、第23回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、開会できますことに、衷心より厚くお礼申し上げます。

また、小笠原議長におかれましては、5月11日開催の三戸郡町村議会議長会臨時総会において会長に再任、また、6月3日開催の青森県町村議会議長会臨時総会において副会長にご就任されました。心よりお祝い申し上げますと共に、町村議会発展のため、今後益々ご活躍されますことをご期待申し上げます。

それでは、提出案件の説明に入る前に、3月定例会以後の内外の情勢に触れてみたいと思います。

さて、アメリカの不良債権問題に端を発した世界的不況の波は、今年に入っても回復の兆しは見え、5月20日に発表された1月から3月期の国内総生産、GDP速報によりますと、前期比4.0%の減、年率換算で15.2%減となり、戦後最悪のマイナス成長となりました。同時に発表された2008年度の実質GDP成長率も、3.5%の減と、これも戦後最悪となっております。

また、3月の完全失業率は、季節調整値で4.8%、前の月に比べ0.4ポイント悪化しており、依然として厳しい雇用情勢となっております。

このような状況において、町では、誘致企業である富士通メディアデバイスプロダクツの工場閉鎖が報道される一方、去る3月26日、多摩川精機株式会社と工場立地基本協定を締結し、4月2日から子会社である現地法人、多摩川ジャイロトロニクス株式会社の操業が開始されました。また、3月30日には、株式会社ミナミと工場立地基本協定を締結し、今年9月から操業が開始される予定となっております。

この2社の企業誘致によりまして、約70名の地元雇用が確保される見込みとなっております。

この場をお借りして、当町に進出いただきました各企業のご発展をお祈り申し上げますとともに、この度の誘致に当たり、ご支援、ご協力を賜りました青森県知事はじめ議員各位、関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

また、国の経済対策に関連し、町では定額給付金の支給事務を進めて参りましたが、5月末現在では、金額ベースで約97.7%、額にして3億2,800万円を超える給付金の支給が済んでおり、これに併せて町商工会で発売したプレミアム商品券につきましても、4月27日及び5月17日に販売しましたところ、いずれも販売と同時に売り切れとなる盛況を見せております。

商工会からの要望によりまして、更に追加発行の経費を本定例会へ提案の補正予算にも計上しており、企業誘致と合わせ、町の経済活性化及び雇用の安定に資することを期待しております。

さて、平成22年3月をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に関連し、去る5月26日、総務省の過疎問題懇談会が今年度の第1回目の会合を開催しました。

これまで、国では、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」、そして平成12年には、現在の「過疎地域自立促進特別措置法」と四次にわたる過疎立法に基づく過疎対策を進めて参りました。

当町におきましても、これらの制度により、ふるさと運動公園の整備のほか、生活関連道路や産業支援道路の整備、地域消防・防災施設等の整備など、主にハード面の整備を行って参りました。

しかし、引き続く人口の減少と著しい少子高齢化に直面し、農林業の衰退、商工業の不振、雇用の場の不足、地域医療存続への不安、生活交通の不足など、依然として過疎地域の抱える課題は多く、一町村だけの対応には限界があります。

過疎問題懇談会におきましても、このような認識に基づき、新たな過疎対策の基本的な考えとして一つ目に、農林水産業の振興を基本とした地域経済の再構築。二つ目に、住民生活や都市との交流・連携を支える交通体系づくり。三つ目に、情報通信技術の発展に即した情報通信基盤の整備・利活用。四つ目に、過疎地域ならではの住まい方を支える生活環境の整備。五つ目に、少

子高齢社会に対応した医療・保健・福祉の確保。六つ目に、地域の実情にあわせた教育の振興。七つ目に、集落・コミュニティ対策の強化と個性豊かな地域社会の実現。八つ目に、新しい地域創造のための地域間交流という八つの大きな方向性を示しており、ハード、ソフト両面から行政面、財政面、税制面、人材面など多角的な支援を行うことを提言できるよう、今後議論を深めていくこととしております。

これらの内容は、今、まさに、南部町が直面している諸課題に当てはまるものであり、今後の南部町のまちづくりに必要不可欠なものであると考えております。

私は、今月 18 日まで青森県町村会会長としての任期ですが、国の来年度予算編成へ向けた要望活動等において、来年度以降も、新たな過疎対策が実施できるよう、特に強く要望し、その実現のために努力いたす所存でありますので、議員各位におかれましても、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順に説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

始めに、報告第 13 号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。地方自治法に基づき、平成 20 年度の経営状況を説明する資料として、事業状況及び決算状況に関する書類をもって提出するものであります。

次に、議案第 62 号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これまで向山団地の一部施設として、町が管理し、担当課である建設課が所管しておりました向山団地集会所につきまして、地域集会所として位置付け、今後、指定管理者制度による管理運営へ移行できるようにするため、当該条例に向山団地集会所を加えるための改正を行うものであります。

次に、議案第 63 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業委員会において協議、検討を進めておりました、南部町農業委員会改革プランがこのほど決定し、当該プランに基づき、農業委員の報酬を年額報酬から日額報酬に見直し、また、選挙による委員の定数を 22 人から 20 人に削減するため、条例を改正するものであります。なお、この見直しにより、平成 22 年度以降は、年間約 58 万円の経費節減が見込まれるものであります。

次に、議案第 64 号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県消防補償等組合が統合され、青森県市町村総合事務組合となったこと、及び、法令の引用条項を改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 65 号、南部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。建設を進めております学校給食センターが 5 月末に完成し、町内小中学校の夏休み明けから給食を提供することから、現在運営しております 3 カ所の給食センターを廃し、新たに南部町立学校給食センターを設置するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 66 号、工事請負契約の締結についてであります。建設を進めております、ふるさと運動公園整備土木工事の契約を締結するため、議決を求めるものであります。具体的な工事内容は、陸上競技場・サッカー場第四期工事として、競技場外周のフェンス設置、芝張り、歩道舗装工事及び北西側駐車場工事を行うものであります。

次に、議案第 67 号、財産の取得についてであります。南部町南部消防団第二分団に配備されております消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新のため、消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 68 号、平成 21 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。既定の予算に歳入歳出それぞれ 5 億 2,762 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 100 億 8,962 万 6,000 円とするものであります。

6 月補正としては、異例の多額に上る補正額となっておりますが、この度の国の経済対策補正予算に関連した経費を計上したことによるものであります。

その主な内容としましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、町道補修改修事業 8,510 万円、消防備品・装備整備事業 3,450 万円、教育関連施設整備事業として剣吉小学校校庭の改修工事及びふるさと運動公園整備事業の平成 22 年度計画分などの前倒しに 2 億 8,063 万円、小中学校へのコンピュータ機器導入事業 4,830 万 4,000 円を計上し、これらの財源として国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金 4 億 5,330 万円及び学校情報通信技術環境整備事業費補助金 2,415 万円を充当しております。

また、緊急雇用創出事業として、体力づくり補助指導助手サポート事業、外国指導助手サポート事業、公共施設等整備事業などで 17 名の新規雇用を見込み、1,881 万 1,000 円を計上し、この財源として、県支出金の緊急雇用創出事業補助金を同額充当しております。

さらに、町単独の景気浮揚対策として、プレミアム商品券発行事業補助金として、3,000 セット分、600 万円を計上し、これによりまして、既発行分と合わせ、5,000 セット、総額 6,000 万円の商品券が町内で発行されることとなり、町内商工業者の活性化が期待されるところであります。

これら以外の補正要因としては、土木費の道路橋りょう新設改良費に 850 万円を追加し、住宅

費にひろば台団地造成工事費を 1,000 万円追加しましたが、南部地区の集会施設につきましては、地域住宅整備事業から公民館建設事業として整備することとし、住宅費から社会教育費へ組み替えをしたため、住宅費の総額は、6,904 万 9,000 円の減額となりました。

教育費につきましては、南部地区の小・中学校に来年度整備する予定でございましたパソコンの整備を、国庫補助金を利用し今年度に前倒しで整備することとし、小学校費、中学校費の備品購入費に合わせて 4,830 万 4,000 円を追加計上しました。また、公民館費には、南部地区の公民館建設事業分を住宅費から組み替えたため、社会教育費の総額は、8,690 万 8,000 円の追加となりました。

また、先の第 22 回臨時会でご議決をいただいた、6 月の期末・勤勉手当支給率の引き下げに伴い、各費目の人件費から総額で 1,562 万 8,000 円を減額しております。

次に、議案第 69 号、平成 21 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、既定の予算に歳入歳出それぞれ 123 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 21 億 4,673 万 2,000 円とするものであります。

その内容としましては、介護保険制度を周知するためのパンフレットを作成する費用を追加するもので、財源として介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金を計上しております。

次に、議案第 70 号、平成 21 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出の金額に変更はございませんが、当初予算に計上しております、仮称、南部町浄化センターの機械・電気設備工事について、単年度での完成が困難であるため、平成 21 年度及び 22 年度の 2 カ年で継続費を設定するためのものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎請願第 1 号から陳情第 5 号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、請願第1号から、日程第8、陳情第5号までを一括議題といたします。

本日までに、受領した請願1件及び陳情3件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は本日、本会議終了後、教育民生常任委員会は8日、本会議終了後開催いたします。

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月6日、7日は休日のため休会とし、6月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時24分）

第23回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年6月8日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

6番 河門前 正 彦

1. 南部町まちづくり推進の今後の町長の取り組みについて

10番 工 藤 幸 子

1. 町営市場の運営意識について

2. 男女共同参画について

3番 沼 畑 俊 一

1. 4月の低温による果樹の被害状況について

11番 馬 場 又 彦

1. 陸上競技場について

8番 中 村 善 一

1. 農業の振興について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君

17番 佐々木 元 作 君

18番 東 寿 一 君

19番 西 塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不 二 彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第23回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

6番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（6番 河門前正彦君 登壇）

○6番（河門前正彦君） おはようございます。それでは、質問いたします。

南部町まちづくりの推進の今後の町長の取り組みについてお尋ねいたします。南部町は平成18年1月の合併以来3年が経過し、4年目に入っておりますが、工藤町長は、新町の初代の町長として当選されて以来、「町民とのキャッチボール対話」をモットーに常に職員の先頭に立ち、新町のまちづくりに日夜、渾身努力されてまいりました。

また、一昨年からは青森県町村会長という大役に就任され、青森県の町村の代表として、激務をこなされてまいりました。今月その大きな責務を果たされ、任を終えるわけでございますが、この間も町団体等のあらゆる会合に出席し、町民の声を直接聞いて、厳しい財政状況の中、それ

をまちづくりに取り入れ、またこれからもこれを貫いていこうという町長の姿勢には心から敬意を表するものであります。

さて、町長は、来年２月には４年の任期を迎えるわけですが、南部町のさらなる発展のため、工藤町長自身が今後とも町長としてまちづくりに邁進していただけるのか、現在のお考え、ご心境をぜひともお聞かせ願いたいと思うのであります。町長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、河門前議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

南部町が合併して３年半が経過いたしました。この間、さまざまなことがございましたが、まずその一つに、私自身も想定もしていなかった青森県町村会長という就任でございました。おかげさまで、今月６月１８日をもって任期を満了することができます。引き受けた限りは精いっぱい青森県内３０町村があるわけですが、しっかりとこれは取り組みをしていかなければならないという思いで私なりに頑張ってきたつもりでありますけれども、その間、それによって肝心な南部町を停滞させてはいけないと、そういう思いで私の理念であります「町民とのキャッチボール対話」これを特にまた大事にしながら、休みを惜しまず、南部町のまちづくりを進めてきたつもりでございます。同時に合併のスタートの難しさということも実感いたしました、「町民とのキャッチボール対話」によりまして、少しは合併後の一体感ということもあらわれているようにも感じております。

南部町のまちづくりにつきましては、自分ではある程度のまず成果も上げることができたと思っておりますが、当然まだまだ合併して３年半という中で解決しなければならない課題もございます。各方面からは合併した南部町、比較的评价もいただいているわけですが、先ほども申し上げましたまだ大きな事業、また、ソフト面においてもしっかりと見直し、改革をしていかなければならない部分がまだ残っているなど感じてございます。さらに南部町の基礎をしっかりと築いてくために、私自身ここで放り投げるわけにはまだいかなうかなと感じてございます。ただ、まずは来年任期までの期間、しっかりと誠心誠意南部町のまちづくりに努めていくことが第一であるというふうに考えております。

現在、私の方の後援会からも激励をいただいているところでございます。今回事前通告がございましたので、当然後援会長さんの方にもこのような質問が出ているということで、相談をさせ

ていただきました。会長さんからは何とかもう一度頑張って時期的にはまだ次の進退を表明するのは早いのかなというふうなこともありましたが、会長さんからも「ぜひそういう考えで進んでほしい」と「はっきりした方がいい」というお話をいただきました。当然選挙というものは1人で戦うことはできないわけでごさいますて、議員の皆様初め、いろいろな方々からご支援、ご理解をいただきながら南部町の発展のために再度仕事をさせていただければと考えておりますので、議員の皆様初め、よろしくご支援賜りますようお願いを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。河門前君。

○6番（河門前正彦君） 工藤町長はいまだ54歳という若さであります。また、油の乗り切った働き盛りでもあります。南部町のまちづくりはまだまだ緒についたばかりであり、少子高齢化、そして地方分権が進む中、地方自治体の運営はますます困難な運営が迫られております。

工藤町長には一層健康に留意され、南部町発展のためにさらなるご尽力賜りますようご期待申し上げます。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で河門前正彦君の質問を終わります。

10番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。大変な重要な質問の後に町長が再度出馬ということを知って感動して今出てきた次第でございます。

さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、町営市場の運営意識と利用者へのサービス及び対応についてであります。かつての農業は、その地域の自然体系を上手に利用していく営みであり、それを実現させていたものの中に、農民の技や生活労働・接客が連続的に展開していく農業の営みがありました。その後、物々交換と生活のための手段の対象となり、さらにはリヤカーに農作物を乗せて住宅地を振り売りしたりする姿がごく普通でありました。

しかし、時が過ぎ、次第に都市が拡大していくにつれて、小売店が発達すると農家は、これらの小売店への農作物の取り次ぎ役である市場「卸売市場」へ生産物を出荷することが多くなって

まいりました。つまり、生産者と消費者との間に立って取り次ぎするのが市場であります。市場の役割は、農作物に対する人々の需要とその需要を見越し、できるだけ公正、公平な条件のもとで、自由に接し合えることであり、丹精込めて生産された農作物を手に入れたいたいと考える人が最も高い値をつけて競り落とすのがこの市場の大原則であります。そのためには、市場に入荷してきた品は、大切に扱い、需要者の手に渡すときまで、最大の好ましい環境で最良の品を届ける義務があり、また、生産者が安心して任せられる心に届くよいあいさつや、言葉がけを再度来場していただくために最大の心遣いが必要であり、必須であると思います。さらに、一事が万事、農家また生産者から愛される市場であってほしいと思います。町長のご所見をお伺いするものであります。

次に、男女共同参画についてでございます。行政でこれまで行った具体的な事項について合併後、男女の共同参画についての基本理念をいかに考え、これまでどんなことを実施されたのかお伺いいたします。

昨今、多くの職場において女性の活動の場を拡大することが人材活用上の課題となっております。女性の活躍の場を拡大するための取り組みは、男女雇用機会均等法など、法律に則した人事制度設備が不可欠であります。加えて管理職による人材活用を点検し、見直すことが必要であると思います。管理職までのぼれず、結婚や妊娠で離職した人、継続就業を希望しながら、離職せざるを得なかったとの理由が約3割もあり、女性の継続就業を可能にするために職場環境を整備し、女性の管理職拡大への取り組みが極めて重要ではないでしょうか。取り組みに当たっての着眼点は、1、性別を排した募集の採用。2、性別を排した業務の配置。3、能力開発機会の均等化。4、昇進、昇格機会の均等化。5、ワークライフバランスの実現のための環境整備。6、意識改革の推進であります。

職場にあっては、求める人材像、能力発揮の支援制度、処遇制度、研修制度を設ける、女性のよさや特性を生かす取り組み、女性の意識改革で管理職を育成、女性の管理職、また管理職への積極登用等々であります。

今後、経営や運営管理に携わる女性もふえていくと思います。例えば、教師や看護師、保育士、あるいはすべての分野のキャリアウーマンとしての自己実現をしていく人も多いと思います。けれども、環境や対応によっては、自己実現どころか、期待と裏腹の結果で終わってしまうのも事実と考えます。

これからは女性の参画なくして社会が発展しないと言っても過言ではないと思います。当たり前のことですが、仕事をする能力に男女の差はありません。にもかかわらず、我が国は欧米に比

べてまだまだ女性の管理職は少なく、仕事によっては男性優位の職場もたくさんあるのであります。しかし、職業上、女性差別や家事や育児など、性別役割分担による不利のある中で奮闘している人もいますのであります。安全で、暮らしやすい社会の実現は男女共同参画社会であればこそと考えているのであります。

先般、南部町男女共同参画社会基本計画のリーフレットが毎戸に配布されました。これは素案で概要版であるようですが、絵にかいたもちにならないように、期待するものであります。

町長のご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町営市場においての町民へのサービス等でございます。その前にまず昨今の卸売市場業界でございますが、世界的な不況となり、市場間の競争激化等によって、大変厳しい経営を強いられております。南部町営市場も決して例外ではないというふうに認識しております。

まず、町営市場利用者の町民へのサービス及び対応等についてでございますが、買受人の方には仲卸売場、資材倉庫等施設の提供と買受人組合活動に補助金を交付して支援してございます。生産情報説明会を毎年開催し、活発な商取引、売上の増加につながるようになら努めているところでございます。

さらに農家の方々でございますけれども、出荷団体を組織した団体に対する出荷奨励金の交付、また市場懇談会を年1回開催し、市場情報を提供しているところでございます。農家個々に対しましては、町営市場独自のサービスでありますけれども、J A S法による品質表示用の産地表示シール、加工品にかかる品質表示シール、種苗法による農薬履歴表示のシール等をまず作成して、提供しているところです。個々の販売金額についても競りを終え次第F A X、メールで提供しております。当日の相場情報をもつての農家訪問戸数も年々増加させてきているところでございます。

また、そのほかとしましては、先般6月1日でございますが、電光掲示板の設置とA E Dの設置をしております。生産者及び買受人、それぞれに迅速で的確な情報提供をしていくことと、昨年ございました突発的な疾患など、健康への安心、安全対策として整備したところでございます。

町営市場を利用していただいている買受人の方、また農家の方両方にそれぞれの情報をしっかりと伝えて、今後も信頼される町営市場運営に努めていかなければならないと、こう思っています。

次に、特に市場職員の接遇、そしてまた勤務姿勢でございますが、私は平成21年度のスタートに当たって職員全員にまず「体に気をつけて、職員がまず元気を出して取り組んでいきましょう」と、職員が元気なところは町民もまた元気であると思っております。また、町民が元気なところは必然的に職員も元気になっていくと、そういうふうを考えてございますので、職員の接遇につきましてはさきの3月の議会の一般質問でも答弁をしておりますけれども、まずは町民と接するときは当然基本でありますあいさつから始まるんだという考えを就任してからこの件については再三にわたって指導してきているところでございます。まさに市場にあっては一番大事な商売、またサービス業、これは市場に限らず庁舎勤務の職員も全く同じなわけでございますが、今後もしっかりとそういう町民、または市場を利用されている方々、その相手方の気持ちになって接する。これが一番大事だと思っております。

※着席 川守田稔君

参考的に、市場にあっては、現在臨時職員11名を含む24名の人員で朝5時から荷受に始まり、翌日に向けた荷受業務を午後10時まで行っております。職員には長時間勤務となっております。交替制にもなっておりますが、時間に間に合わせるということで、混雑している中、気の緩みも出ることもあったかも知れません。また、市場の入場者には、職員と買受人、または出荷者のほかに販売業務の時間帯には買受人の取引先の方と見学者もいるわけでございます。荷受業務の時間帯には、買受人の方が出荷の下見のためにまた入場していることもございます。農家の方々にはそういう職員以外の方々との接触も考えられますので、職員には氏名票の着用はもちろんですが、作業衣の統一のほかに、今後は腕章等もつけるなどして、市場の職員だと一目でわかるようにすることも検討してまいりたいと、こう思っております。

市場職員には今後も繰り返します「あいさつの励行」と、「業務に対する意識向上」このことについて職員一人一人がまず徹底するように今後も指示してまいりたいと、こう考えてございます。愛される市場、我々も今議員からもありましたそういう市場にしていかなければならない、そう思っております。農家の方々は1円でも2円でも10円でもやはり高い取引をしてほしい、こういう思いでしょうし、逆に消費者は1円でも2円でも10円でも安く手に入れたいと、ここは

常に生産者と消費者のギャップがあるわけでございますけれども、とにかく南部市場の農産物は安全で安心できるんだと、ここをまずしっかりとつくり上げていくことが信頼を勝ち取ることになっていくと思いますので、そういうこともあわせて進めてまいりたいと思っております。

次に、男女共同参画についてでございますが、行政でこれまで行った具体的な事項についてのご質問でございますが、男女共同参画社会につきましては、すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重され、みずからの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会ということで、その実現につきましては、国や県においても最重要課題となっております。

本町がこれまで取り組んでまいりました審議会等への女性登用のまず状況でございますが、参考的に、総合振興計画審議委員では29人中、女性が4名、まちづくり委員では30人中、女性が9人、行政改革推進委員では15人中、5人、達者村づくり委員では35人中、女性が12人、そして農村振興基本計画策定に当たっては、42人中、13人の女性が参加して検討を重ねてございます。

そのほかに教育関係においては、教育委員の方は今現在5人中、前回までは女性2名でしたが、現在は1名となっております。学校給食センター運営委員が10人中、女性が1人、社会教育委員は7人中、女性が2人、公民館運営委員審議会委員は8人中、女性が4人、体育指導委員は10人中、女性が2人と。そのほかにもいろいろあるわけでございますが、ただいま申し上げました審議会の委員につきましては、まず全体の約28%、30%を占めてございます。まだまだ同じパーセントまではいっていませんが、比較的高い女性の参画で進めていると思っております。今後も女性の声というものを聞き取るためにもしっかりと女性の登用を考えながら進めていきたい、こう思っております。

なお、参考に議会推薦の今農業委員につきましては、平成19年9月に県を通じまして国の関係機関から女性登用促進の要望があります。南部町議会にもその旨をお知らせしているところでございます。

また、観光協会や各種イベント実行委員会などの団体においても役員に女性を登用するよう努めていると伺っております。

そのほかに取り組んでいるものとして、先ほどリーフレット等のお話しもございましたが、女性の登用や男女の機会均等、待遇確保のために町内の事業所にリーフレットやパンフレットを配布してございます。就労の場における男女平等の促進を図るために、「町長と市場で働く女性との語る会」を合併して一番最初に開いた経緯もございまして、これも女性の方々の考えというものをまずお聞きしてみたいということから、第1回目がそういう市場で働く女性の方々ばかりのメンバーでもやりました。2回目も行いましたが、今後もそういうことに努めてまいりたいと思

っております。

子育て環境と労働環境の整備においては、保育園の早出、延長や一時保育など、多様なニーズに応じた子育て支援を実施しております。家庭生活における男性の参画推進を図るために、「夫婦でできる共同作業」と題して講演会を開催し、家族でケーキづくりを行うなど、あらゆる分野において男女共同参画の推進を図っておりますが、取り組みがまさに多岐にわたるため、まだまだ十分でない部分もあると思いますけれども、今後もしっかりと取り組みをしていかなければならないと思います。

男女がともに政治、経済、社会、文化の活動に参加できる機会があり、その責任も利益も分かち合うのが男女共同参画社会でありますので、職場や地域、また家庭内においてもさまざまな女性への差別が残っているのも若干あるのかなと、こう思っておりますが、このような現状を踏まえながら、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくために、国においては平成11年男女共同参画社会基本法が制定され、都道府県にあっては基本計画をつくる義務が、市町村にあっては努力義務が規定されました。これを受けて、本町では平成20年3月に策定したまちづくりの最上位に位置づけられる「南部町総合振興計画」に「男女共同参画社会の構築」を掲げ、平成20年度に「南部町男女共同参画社会基本計画」を策定いたしました。計画では、基本理念を「人権の尊重と男女共同参画社会を目指して」と定め、重点目標に、1、あらゆる分野に男女共同参画の実現を図る。2、女性の人権の尊重。3、多様な生活を支える環境づくり。4、男女平等を実現する教育・学習の充実。この4項目を掲げ、主要課題と計画を推進するための施策の方向を打ち出しております。

計画の期間は平成21年度から30年度までの10カ年としてございます。

町民や議員の皆様を初め、町内の事業所や関係機関に計画書と概要版を配布し、また、町のホームページと広報紙にも掲載をしてお知らせしてるところでございます。

今後の取り組みでございますが、男女共同参画社会の実現に向けての施策は、さまざまな分野に及ぶことから、町長が本部長となり、各課長等で構成する「南部町男女共同参画推進本部」を今年度中に設置し、基本計画に基づいて各課が実施する施策について、毎年調査を行い、また進捗状況を把握しながら、計画の着実な遂行に努めてまいりたいと考えてございます。

ちなみに参考でございますが、現在の青森県における市町村の計画策定状況でございますが、40市町村中8市6町1村、策定率において37.5%と、まだ半分に達しておりません。実は私も町村会長ということで、青森県男女共同参画審議会委員になっておりました。そこで非常に少ないということを感じまして、町村会の方においても、市町村にも早く策定するようにということ

町村会の方で申し上げ、私どももすぐとりかかり、その比較的まだ少ない策定率の中で南部町はまず策定に取り組んでまいりました。町村はまだ23.3%という少ない策定率でございますが、しっかりと私ども南部町、早く行動を起こしながら、そしてまたこれをいかに実現、実行していくかということが今後大事な部分だと、こう思っておりますので、今後ともよろしくご指導をいただきながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

再質問等、細部についてはまた担当課長等々から答弁をしていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 市場と農家の件ですけれども、先ほど言ったように、生産者は少しでも高い方がいいや、あるいは安いとか、高いとかというそういう問題の前に、やはり南部市場の方に足が向いていくかということも大事な要因の一つだろうと思っております。今町長がお話しくくださった内容はハード面が非常に活発に作動しているように感じましたけれども、ソフト面ではやはり、朝「おはようございます」きょうはどういうふうになって、この世知辛い世の中だけれども、この自分のつくったものがどのように売れるかなと、そんな期待感を持って市場に足を向け、入っていくと思っておりますけれども、対面した瞬間「おはようございます」と言っても返事が返ってこないという、そういう状態もあろうかと思っております。そういう状態はぜひなくしてほしいと。担当者を置いてまでも朝の迎え受けるあいさつは歓迎をするという意味で、本当に落ちのいないようなそういう雰囲気の方策をとって、そういうところは数字的にもあるいは市場長さんも特にそこは大きなポイントとしてつかんでほしいなと思っております次第でございます。

それから、男女共同参画ですけれども、町長が30%前後、雇用にしても何にしても、共同参画が我が町ではそのくらいかなと伺ったわけですが、ところによってはもう既に40%を超えているところもあるわけで、できれば少しでも雇用にしても何にしても女性の立場が町の行政によっていいあんばいに反映されていけばいいなと、このように思っている次第でございますが、私も役職、立場上、運動会なんかに連続して中学校、小学校、数日間のうちに五、六件ぐらい回って参加、出席をさせていただきましたが、運動会は徒競走は生徒さんだけで走っているんですけれども、そのほかのプログラムはPTAとか、あるいは家族のそのプログラムの中にあるわけですが、ほとんど半分ぐらいがPTAか家族と一緒に競技がなされて、子供たちの人口が減ったのに加えてそういう状況でしか運動会を開催できないのかなと思うくらい、地域の人もいないかと思っておりますが、家族も一生懸命そこに参画しなきゃならないなというそういう実情がよくわかりま

した。ですから、やはり女性でも職場に通っている方もあると思うし、いろいろ生活状況が違う中で、子育てということに重点を置く生活も本当に想像以上のものがあるなということも感じましたので、そこはやはり男女共同参画という名のもとで、町長、ひとつ女性の立場、あるいは家族としての子育て、いろいろな条件、相手があると思うんですけれども、そういうものを緩和しながら、いいあんばいに子育てもしてほしいなど、そう思う思いから、このような質問をさせていただきましたので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

農業委員会に関しては、関係省庁といいますか、関係機関から非常にいい実態が示唆されているようですので、これは進行していくかなと思っていますので、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

私からの質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（3番 沼畑俊一君 登壇）

○3番（沼畑俊一君） 通告をしておりました4月の低温による果樹類の被害について質問いたします。関係者のご答弁をお願いいたします。

近年、地球温暖化の影響と言われる異常気象が各地で報告されています。当地帯でも昨年に続いて低温による凍、霜害による果樹類の被害が心配されております。4月18日の朝、園地へ行ってサクランボのつぼみをはさみで割ってみたところ、めしべが褐変しているのがほとんどで、健全と思われるものは数えるぐらいしかなく、他の園地を見ても同じような状況でありました。その後、品種によっては花が咲かない、ウメもリンゴも低温の影響が出ているというふうな話が聞こえております。町では、果樹の里として振興を図ってきましたが、果樹の花見から始まり、7月にはいよいよサクランボ狩りが実施されます。今後の発展を考えると、災害対策なしでは立ち行かなくなると思います。

そこで、ことしの気象の状況及び被害の状況、南部町のデータは何カ所ではかっているのか、どこをもとに霜注意報等を出しているのか、もっときめ細かな温度情報の伝達はできないのか、霜注意報の放送状況、先進地では防霜ファン、散水、燃焼、被覆など、対策が進んでいるが、凍霜害に対する補助事業にはどんなものがあるか質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、私の方から説明を申し上げて、再質問等についてまた担当課長の方から答弁をしてまいりたいと思います。

まず、4月の低温について果樹の被害状況についてのご質問でございますが、被害状況につきましては、園地を巡回した結果、リンゴでは一部の品種において褐変などの被害が見られました。また、ウメは着果率が悪い状況が確認されており、サクランボの主力品種佐藤錦については平年を下回る状況が確認されております。

次に、当町は主に果樹の里として振興を図ってきました。昨年を振り返り、ことしの状況及び原因、対策と放送についてのご質問でございますが、当町は多品種の農産物を生産しており、その中で特に果樹の生産は盛んに行われております。県内有数の果樹の産地として高い知名度を誇っているところです。昨年は霜、ひょう害に見舞われ、局地的に大きな被害となりました。ことしも低温によると思われる被害が確認されており、その主な原因としましては、4月8日と17日の低温の影響によるものと考えております。

対策につきましては、事前の対策としては、県から霜等の注意報が入った場合には随時防災無線でお知らせをしており、これまで4回放送をしております。事後の対策につきましては、今後の生育状況を見ながら関係機関と連携しながら対応策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

町では、生産者の方々が気象に関心を持っておりまして、気象災害を少しでも軽減していただくため、毎年2月に「農業気象講演会」を開催しております。ことしの講演会では、昨年の被害を受けて、特別に農作物の被害実態等についての報告も行っております。非常に関心がございまして、私も開会式に行きましたが、非常に多くの方々が来て講演会を聞いておりました。今後またしっかりと続けてまいりたいと思っております。

次に、防霜ファン及び散水、燃焼の補助事業等についてのご質問ですが、防霜ファンの設置補助事業につきましては、平成20年度から国の直接事業として実施しております。散水及び燃焼の補助につきましては、負担額が比較的少ないことから自力対応が可能と考えられるため補助事業の対象外となっております。

なお、当町では果樹を含め農業関係の補助事業につきましては、県の補助事業に町でかさ上げ

をして、受益者負担2分の1で事業を実施できるように努めているところでございます。

特に、果樹の補助事業につきましては、町でかさ上げを実施している市町村は、県内にないと聞いておりますので、農業振興に対してはとりわけ力を入れていると思っておりますが、農家自体も国、また県でも、町でもかさ上げをしているわけですが、いずれにしても農家負担というのがあるわけですので、この厳しい状況下において、我々もしっかりと農家の方々が望む補助事業、そういうものもしっかりと県の方にも強く訴えてまいりたいと、こう思います。

次に、町の基幹産業であるから県などにも原因の解明、対策をお願いしてもらいたいと考えてございます。生産者からの要望や対策につきましては、これまでも関係機関の協力をいただいております。今後も引き続き協力をお願いしていきたいと思っております。

次に、霜害対策としてでございますが、温風ダクトの導入を推進しているところもあると伺っております。現在青森県においては、防霜ファンの導入を推進しているところでございまして、この件につきましては関係機関とまた協議、検討をしながら取り組みをしてまいりたいと、こう考えております。

次に、温度観測地点等の件でございますけれども、温度観測情報は八戸、三戸にあるアメダスの情報により青森地方気象台からの情報をもとに発信をされております。観測地点をふやして、解析予報を実施するためには、町独自に民間事業者等へのお願いをしていかなければなりません。今後、観測地点をふやすことが必要かどうか、また、経費等も関係してくるわけでございますが、それらも含めまして検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 当町では農業に対し、観光農業、特産品の開発、あるいは補助事業のかさ上げ、園地整備、あるいは農道の整備など、いろいろな振興策をとってまいりましたが、農業は非常に天候に左右される産業であります。異常気象が続く中で安定した生産をするには、ハウス栽培の推進、災害対策などが今後も引き続き必要であると思います。答弁の中で、温風ダクトの話がありましたが、1台どれぐらい値段がするのか、10アール当たり何台ぐらい必要なのか、また、簡易な燃焼法は価格が安いから自力対応というお話しがありましたが、苦しい農家経済の現状では、そういう細かい点にもできれば補助を出してもらえないのか、わかる範囲で答えをお願いしたいと思います。

また、今回の被害は4月の早い時期に受けたとの情報がありますが、霜注意報の放送をもっと

早い段階、多分4月15日、中旬過ぎ後に霜注意報は放送していると思いますけれども、もっと早い段階から霜注意報、あるいは低温の情報等を放送できないのかをお伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、温風ダクトの件でございますけれども、これにつきましては、取り扱い業者の方からお聞きした話でございますけれども、これは導入費用は工事費込みでおよそ1台110万円ちょっとというふうに聞いております。まず、これは能力とか機能によって値段の方は変わってくると思いますけれども、1台導入しますと、20アールの園地で使用できるということでございます。現在、防霜ファンの方が1基43万円ほど事業の補助ということであがってございますけれども、10アール当たりにしまして11.5基が必要基準になってございます。それから考えますと、まず温風ヒーターと大体同じぐらいの費用で設置できるのかなというふうに感じてございます。

あと、霜注意報の方ですけれども、4月中の温度の情報をとりましたところ、氷点下に下回った回数が10回ほどございました。議員おっしゃいますとおり、4月の1日に大変温度が低い日になってございます。4月1日の温度が4.9度になってございます。それから8日の温度が3.9度、17日の温度がマイナス2.5度、これは三戸の観測所の情報でございます。ということで、4月の初めの時期に大変低い温度の日がありましたので、こちらの方でもう既に凍害が発生しているのではないかなというふうにも考えられております。県の方の情報ですと、4月の初めにつきましては、まだ芽が動いていないということで大丈夫なのかなという情報でしたので、4月の初めの方では放送をかけておりません。うちの方で4回放送してございますけれども、4月15日と4月17日、それから4月23日と5月に入って14日1回の放送をしてございます。情報が入り次第非常に気温が下がるという情報が入った場合、早目に皆さんにお知らせするようにしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） もう一つ、先ほど簡易な燃焼法のご答弁をいただけませんでしたけれども、平成13年にも大変な凍霜害がありまして、県ではリンゴ、サクランボを対象に、果樹緊急対

策事業を実施し、名川町でも独自の支援をしたというふうな経緯がございます。各共防等を集めて剣吉の公民館で栽培講習会等も実施したというふうなこともあります。今後、県などに対し、補助の拡充の願いをしていくとともに、昨年やったような講習会を今年度も引き続き開催し、受粉樹の混植、ハウスの導入、あるいは園地の改造など、安定生産に向けた取り組みを推進して、果樹の里の発展を図っていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 先ほどは大変失礼いたしました。

燃焼法につきましては、町内の方でやっている方もいるということで聞いてございますけれども、お聞きしたところによりますと、件数が大変少ないと。10件前後で燃焼法を実施しているというお話しでしたので、皆さんの要望が多いとなればまた今後検討していかなければならないと思ってございますけれども、今のところはまだ少ないということでしたので、補助対象外としているところでございます。

それから、散水につきましても大きな設備を設置する場合は経費がかかりますけれども、今現在スプレーヤーとかで散水している状態でございますので、それぞれの栽培の品種によってまた違ってまいりますので、こちらの方も現在は対応していないということでございます。

それから、栽培講習会につきましては、先般会議がございまして、そちらの方で検討の協議をしております。ことしもぜひ冬場の方、農協さんもやってございますけれども、町でもぜひやりたいという要望はしておりますので、そういった形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

ここで11時05分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

11番、馬場又彦君の質問を許します。馬場又彦君。

（11番 馬場又彦君 登壇）

○11番（馬場又彦君） さきに通告しておりました現在建設中の陸上競技場についてお伺いいたします。三戸郡内では五戸町に陸上競技場はありますが、公認の申請はしていないということで、大会は行われておらず、南郷区にある競技場に通っている現在郡の陸上協会でも大変期待しているところであります。去年は県民駅伝で町の部で1位となり、町民のスポーツへの関心も高まってきており、競技場完成とともに底辺が広がっていくと思います。

そこで、お聞きしますけれども、現段階でトラック、フィールド内は完成しているようだけれども、今後どのような競技場内の施設の整備、またそれに付随した工事の計画を説明願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、馬場又彦議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

競技場につきましては、町陸協初め、郡陸協の方からもできるだけ早期完成を目指してほしいという要望書をいただいているところでございます。現在建設中の陸上競技場の今後についてでございますが、平成20年度までにフィールドと全天候型の400メートルトラックが既に完成してございます。今年度でございますが、3月の定例議会でも予算を可決していただきまして、第4期工事としまして外周、フェンス、芝張工、歩道舗装工事のほか、管理棟及び器具庫の建築、さらには照明施設、北西側駐車場の整備を予定してございます。

来年度以降でございますけれども、南東側駐車場・南西側駐車場の整備、進入路整備及び競技用備品の購入を行う計画でございましたが、このたびの国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これ100%なわけでございますが、この財源を活用しまして、今年度に来年度以降の前倒しをして整備したいと考えております。よって、本定例会へ提案しております一般会計補正予算に計上しておりますので、何とか議員の皆さんからご理解をいただいて、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

※着席 工藤久夫君

なお、整備終了後でございますが、財団法人日本陸上競技連盟の第4種公認陸上競技場としての認可取得を目指しておりますので、これによりまして各種公式大会等の開催が可能になると思っております。現在、郡の大会等においても八戸市に合併をしました南郷区の競技場を使用しているわけですが、そういう点も含めて郡陸協さんの方からも何とか地元の郡で開催できるようにという要望もいただいております。郡内初めまた町内のスポーツ振興を図ってまいりたいと。昨年はまさに県民駅伝において町の優勝というすばらしい成績をおさめております。また、小学生、中学生たちも全国大会に出場する各学校がふえております。馬場議員からもまた県民駅伝の監督としてもご活躍いただいておりますので、今後とも支援をいただきながら活性化に向けて取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。馬場君。

○11番（馬場又彦君） 前倒し整備ということで、どうもありがとうございました。競技場を4種公認の申請登録ということですので、4種ですと県の中学校の総合体育大会レベルはできますけれども、高校の大会はできないということで、県の中学校の大会ができますと、県内から全中学生が集まってきて、宿泊等の波及効果もあると思われます。南郷の競技場は3種公認ということです。公認するには基準に合った陸上用の器具とか、備品が必要ですが、ちなみに南郷の競技場では陸上競技場全自動写真判定システム設置に4,200万円ほどかかったということで、先般の新聞にも出ていましたけれども、ふるさと運動公園整備事業2億3,000万円、その中に含まれているのか。

それと今の場所は風がかなり強いということで、その対策の考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 質問にお答えいたします。

まず、写真判定の件は予定をしてございます。

次に、風の対策ですけれども、これにつきましても予定をしてございます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 写真判定機でございますが、今社教課長も4月の人事異動で変わったばかりですので、若干ちょっと勘違いした部分があると思います。この間の3月定例会一般会計の分の予算の中に備品の中として計上して可決をいただいておりますので、今後完成に向けて入札を行って設置していくと。ここにつきましては町陸協さん、郡陸協さんもやはり写真判定機がないと公認をとれないということを前からお聞きしておりましたので、しっかりと4種でございますが、3種、2種、1種となると整備する金額がまたかなり変わりますので、4種という中で地域でできる部分、郡の大会、中学生大会はできるということで、そういう波及効果も期待しながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 馬場君。

○11番（馬場又彦君） どうもありがとうございました。

青森県陸上協会では、どのような競技場ができるのか大変期待しているようですけれども、来年開催の青森県中学校通信陸上競技大会をこけら落としとして開催できればいいなという案もあるようですので、考えていただきたいということでございます。

それともう一つ、ふるさと運動公園として、陸上競技場だけでは何か力不足の感があるような感じがしますが、今後それに合わせたスポーツ施設とか、公園等の将来的な考えがあるのか聞きまして、皆さんが望んでいる早期の完成を願って質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 県の方からのこけら落としで大会どうかということをお話しがあるということは、大変我々もありがたいなと思います。何とかまた馬場議員からも具体的にどういう準備が必要なのか、そういう部分を今後情報をお知らせをしていただきながら、誘致できるのであれば我々も積極的に考えてまいりたいと、こう思っております。

全体的な整備につきましては、今予算を計上した中でまず一番が駐車場の確保というのが非常

に大事になってまいります。そこをしっかりと確保しながら、新たな取得という部分は今後の検討材料として現在既に購入している敷地内において当然まず環境というのも考えなければならぬと、こう思っておりますので、これはまた今後現在の面積の中でどんなふうにするのかという部分は検討していきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で馬場又彦君の質問を終わります。

8番中村善一君の質問を許します。中村善一君。

（8番 中村善一君 登壇）

○8番（中村善一君） さきに通告した順にお尋ねいたします。

まず、農業の振興策ですけれども、当町の農業の現状をまずお知らせ願いたいと思います。悪いということは普通ですけれども、いろいろな方面からの現状をお願いいたします。

まず、給食センターの地産地消をお尋ねいたします。1日2,000食、今までの地産地消は8.6%と言われております。1年間の米の量、果実の量、野菜の量、当町でとれる農産物の消費量をできたら詳しくお願いを申し上げます。というのは、生産者から渡って、米なんかも生産者から農協へ行って、農協から給食会だかどこかだかに行って、給食センターに入ってくるみたいですが、二つも三つも渡って安く来るのであればいいけれども、多分少しは高くなってきていると思いますので、直接というわけではないんですけれども、給食センターの農産物の全体像を明らかにしてもらいたいと思います。

次に、八戸の産直の計画はないのかということですが、産直の必要性は言うまでもなく、再生産できる価格で売ることができるということです。市場とか農協はそのときの相場で値段が決まりますけれども、基本的には地元の産直の施設はこれ以上はもう無理だと思います。これ以上の産直を進めるには、八戸への進出だと思っております。朝市等を見てもわかるように、人の集まるところに顔の見える地産地消です。考えはないのかをお聞きします。

また、三戸郡の町村、例えば田子、三戸でもいいですし、五戸、新郷、階上も含めてもいいですけれども、全体で一つの大きな産直施設を考えると、多分国の補助率もみんなでやりますので物すごく上って、ただ同然にできるのではないかとということも考えられますので、そういうのも考えたことはないのかをお聞きします。

次に、ニンニク栽培の普及と当町の農業振興への影響ですが、現在、農業には先ほど言ったとおりパイプハウス、お金のかかる資材にはおおむね半額の助成を行っています。農家にと

っては新しい経営を行う上で非常に有利になっております。徐々に効果が上っておると思っています。ですが、社会情勢の変化と市況の低迷と、このごろの自然災害で思うように収入が結びついておりません。早期に収入に結びつき、また高収入が得られるニンニク栽培を導入することが農家にとっても現在の状況乗り越える最もよい策の一つだと思っています。田子では個人で5,000万円、1億円売るという人が5人前後いるといううわさです。福地ホワイト6片全国に名が通っています。田子ニンニクには負けるかもわかりませんが、福地ホワイトニンニクというのは全国に通用するのではないかと考えております。このニンニクの普及をどうしようとしているのかをお聞きします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中村善一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、農家の現状についてというご質問でございますが、答弁は現状は厳しいといわざるを得ないわけでございますが、農家は食料を安定的に供給し、国土の保全など、国民の生活に直結する重要な役割を我々の地域は担っているわけでございます。しかし、その現状というものは農業所得の低下、輸入自由化や景気の低迷によって国内農産物価格の低迷、あるいは生産資材の高騰など、生産者にとっては大変やはり厳しい状況でございます。

農業の弱点と言われていることに、経営体が家族就労であるため経営規模が小さいこと、繁閑の差が大きく、安定した人材育成が難しいこと、また、自然災害など天候に大きく左右されるため、出荷量が安定せず、価格が大きく変動することなどがございます。抱える大きな問題としては農業就労者の高齢化や後継者不足がとにかく言われるわけでございます。農林業センサスによりますと、当町において農産物を販売している農家戸数は5年ごとにおおよそ15%ずつ減少を続けている状況でございます。

このことから、町では担い手の育成確保がやはり重要であるということで、合併後独自に「新規就農支援事業」を平成19年度から実施して、担い手の確保に努めております。また、「南部町育成総合支援協議会」を組織して、担い手の育成支援にも努めているところでございます。今後も厳しい状況が続くと予想されておりますので、関係機関と密に連携をとりながら、私ども南部町独自でできるもの、国、県なりしっかりとした農業支援策というのを打ち出してもらいたい、

こういう声をしっかりと届けていきたいと思っておりますし、やはり1町だけでは我々もかなり補助事業について、2分の1という、先ほども申し上げましたが、他町村ではない支援をしているんですけれども、それでも農家にとってはまだまだ厳しい状況ということでございますので、ハード面に限らず、ソフト面の部分においてもどういう支援ができるのかという部分は常に考えてまいりたいと、このように思っております。

次に、給食センターの件につきましては、教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。

次に、産直施設を八戸市につくる考え、計画がないかというご質問でございますが、当町では年間を通じて開設している公設の産地直売施設は4施設、民間1施設とも、地域の特色ある農産物を生産して販売に努めているところでございます。町外での販売につきましては、南部ふるさと物産館を運営する南部七草会が八戸駅前に施設を借り上げて行っております。また、ふくちジャックドセンターを運営するふくちフレッシュ会においては、八戸市内のデパート食品売り場にて年間販売を行うなど、各組織が独自の販売を展開しているところでございます。

個人の農家につきましても、市内の朝市を初め、スーパーや物産館等で多様な販売を展開しております。ご質問の中村議員も八戸の方での販売も行っておりますし、そういう部分を含めながらしっかりとまた町内の産直施設の活動を促進しながら、広い取り組みというものは大事である、そう思っております。「南部町農産物産地直売施設連絡協議会」が組織されておりますので、連携強化によって活動の推進を図っております。現在の段階で南部町単独で八戸市に計画という考えは持っておりません。現在の施設をまずしっかりと充実させていくことに力を注ぎながら、郡の方で一緒に取り組む方法もあるのではないかとご質問もございました。この件については、それぞれの町村のご事情もあると思いますが、せっかくそういうご意見もありましたので、郡の町村会の会合のときにおいて、そういうお話しをしていきたいと。どういう取り組みに、取りまとめになるかはあれですが、それぞれの町村の考えということも聞いてみたいと、こう思っております。

次に、ニンニク栽培についてでございますけれども、当町のニンニクの栽培面積でございますが、農林業センサスによりますと、平成7年は農家戸数が155戸、栽培面積で32.2ヘクタールでございました。5年後の平成12年は栽培農家数が78戸、約半分に減っております。面積は13.5ヘクタール、そのまた5年後の平成17年でございますが、農家戸数が63戸、栽培面積が8.3ヘクタールとなり、農家数、栽培面積とも減少している状況でございます。

合併して私も何とかこの福地ホワイト6片種、我々の地元が原産地であるというニンニクでございますので、ここにちょっと力を入れたいなと、そういうことを考え、当時はまだ町の補助事

業という補助率というのが少なかったんですが、平成19年に種子等についても半分何とか町で見るから、もう少しふやしてほしいということで、平成19年度から助成を拡大して取り組んでございます。平成19年に増殖したニンニクでございます。ことしはその種子の収穫を迎える年になります。補助事業の今までの購入種子量から栽培面積に対して推計してみますと、数字的にはおよそ栽培面積21.5ヘクタール数量では215トンほど収穫できる分の事業での種子は支援しているわけでございます。よって、ことしの収穫量等を今までよりもかなり見込めるのではないかなと、こう思っております。

また、販売につきましても、これまで基本的には市場販売のみでしたが、三八管内の農協合併が行われました。それに伴ってスケールメリットを生かした販売戦略を検討しているというふうにも伺っておりますので、さらなる増産を目指しながらしっかりと福地ホワイト6片種、あの白いみずみずしい本当に甘みのある、このニンニクをさらに我々が原産地なんだという思いで取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） それでは、中村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、給食センターの年間農産物の利用量、金額についてであります。平成21年3月に出された南部町食育推進計画で述べている地産地消8.6%についてであります。平成19年度の給食センター全体における地元産食材の利用率で、推進計画では平成25年度の目標値を15%としております。これは、単純に平成19年度と比較すると毎年1.06倍を目指すものであります。平成20年度では9.66%が目標になりますが、平成20年度の実績は9.97%となっており、若干目標値を上回っております。

平成20年度の食材全般について申し上げますと、利用量がおおむね22万4,800キログラム、金額が約8,038万円となっております。農産物については、利用量がおおむね7万7,400キログラム、金額が約2,353万円となっております。そのうち、地元産の米、イモ類、野菜、果物などの農産物については、利用量がおおむね2万2,100キログラム、金額が約654万円となっております。農産物全体に対する地元産の利用率は29%となっております。その主なものは、キク、干しキク、ナガネギ、ハウレンソウ、サクランボ、ブドウ、リンゴなどであります。納入登録者については、収穫期を見ながら、町内産を指定し、町内産がなければ県内産、それがなければ国内産の順で納入してもらっております。個々の農家でも納入登録業者として申請してもらえれば、見積依頼が

できます。

米については、昨年の10月から名川、南部のセンターが町内産のまっしぐらを使用できるようになり、平成14年度から福地センターはつがるロマンを使用しております。本年の12月からはすべて町内産のつがるロマンとなります。

なお、パンについては、本年より町内の業者から納入しております。パン用粉は、県内産小麦・ネバリゴシ20%、カナダ産小麦・なかよし80%の混合でつくっております。

米粉パンは県内産米粉、外国産小麦粉半々でつくっております。

また、うどん用粉が県内産・ネバリゴシ70%、カナダ産30%を混入しております。ラーメン用粉は県内産・ネバリゴシ30%、カナダ産70%でつくっております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。8番。

○8番（中村善一君） まず、農家の現状、あれですけれども、この先半額補助ということでやっているんですけれども、ことし当初30%しかだめだよと言われたんですよ。そしたらやめる農家があって、また半額になりました。ですから、補助の金額というのは決まっているということで、半額だったんですけれども、もう10年ぐらいになりますかね、半額は。補助の金がなくなったので30%にしますよということは、財政からいってなかなか大変かもわかりませんが、なるだけならそういうことはないようにお願いしたいと思います。

米飯給食ですけれども、何回やっているかわかりませんが、大体全国では週3回やっているところは62%だそうです。4回は12%、5回は4.3%、3.5回は5.7%だそうです。うちは私はまだ聞いていませんけれども、3回だったら4回へ挑戦してみるべきだと思うし、4回だったら5回へ挑戦するべきだと思います。そういう方向性というのを持っているのかどうかということですね。そして、4回やっていると1回はパンなんですけれども、パンもやっぱり米粉を使ったパンというのをやるようにしたらいいと思います。米粉と小麦粉の半分ずつでもいいですし、やっぱりそれも今聞いたところによると県の米ということのをさっきから何回も言っていましたけれども、地元の米というのの話しをできるようにお願いしたいと思います。岩手県では、週5回米飯給食していると、1,500食で18トンだそうです。4回で14トンということです。米を使うと、それも地元の米ということのを何回も主張していきたいなと思っています。「地元のを使っていますよと使っていますよ」と言っても、ぐるっと県の方を回っていくとどこの米何だか、名

川でも何だか去年ですか、外国米を使ったということでおかしくなったときもありますけれども、それはきちんとやってもらいたいなと思っております。

産直施設ですけれども、八戸はお客の層が、もう数が違います。やっぱり自分で再生産できる価格をつけることが一番の強みです。これは要望になりますので、心の中にでも入れておいて、何かの機会があれば思い出しながら実現できるようにしてもらいたいと思います。

ニンニクですけれども、町内の農家、特に果樹農家は今ちょっとピンチです。PRが足りないんじゃないかと私は思います。知らない人、やりやすくPRしてって、「ああ、おらもやってみるかな」という、気分を盛り上げていけるようなPRの仕方をして予算が足りなくて補助率を下げるのではなくて、追加追加の補正を組むというのが理想です。栽培講習から、販売まで一貫した方針を提示しまして農家のやる気を引き出してもらいたいと思います。

まず、何かありましたら。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 補助事業についてお答え申し上げます。

補助事業につきましては、合併以前につきましては3町村ございましたけれども、それぞれでまた補助率が違ってございます。低いところもございました。先ほど町長がご答弁を申し上げましたけれども、合併後において、補助率を2分の1とするという調整案に従って今現在補助事業を実施しているわけでございます。この半分といいますのは、県の補助を利用して半分にしていると。町単独というわけではございません。県4分の1、町4分の1、できるだけ2分の1以内で事業を実施していきたいと考えてございます。大変財政的にも厳しいわけでございますけれども、これにつきましては町当局からもご協力をいただいて今実施しているという状況でございます。

それから、ニンニクにつきましてでございますけれども、補助事業を平成19年から実施してまいりました。平成19年の始めた当初は町の方では通常の補助金は4分の1ということで実施しておりますけれども、町単独で行うということですので、この時点では少し上乗せして3分の1以内で補助を出して実施しようということで始めました。当初申し込みを受けたわけでございますけれども、予想より若干多いということで、平成19年度の補助金につきましては73万5,000円を計上して実施しております。それから平成19年の実績に基づきまして大変要望が多かったために、平成20年度につきましては100万円ほど予算を計上して実施いたしました。平成20年度につま

しても予定を若干上回ったということで、平成21年度今年度でございますけれども、また10万円ほど上乗せして110万円、年々補助金の方が増加しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） まず最初に、1日の使用量についてということですが、納入については毎月の献立を立てて納入を依頼しておりますので、月ごとのデータはとってあるんですけれども、毎日どの食材を使っているかというデータはとっていなかったと思います。毎月のデータについては後で提供したいと思います。

それから、米の流れについてですが、農協から県給食会に行って、それから給食センターの方に来るというふうなことです、物そのものは県の方には行っていないと思います。先ほど答弁しましたが、福地についてはつがるロマンを、それから南部と名川についてはまっしぐらを使えるようになっておりますが、ことしの12月からはつがるロマンに統一されるようになったというふうに聞いております。

価格については標準売渡価格というものを県で決定しておりますので、それによって納入されております。

次に、農産物について、納入業者に見積もりをしていただいておりますので、それぞれ提出いただいたものからまず安いものを納入しているというふうになっております。納入登録業者については年度初めに現在の納入業者とそれからまた新たに入りたい場合はということで広報で募集して登録を行っております。その登録されたところに対して、毎月献立、食材の見積もりを依頼しております。

それから、米飯を何回やっているかということでしたが、現在は3回やっております、近い将来には4回へ持っていきたいと。4回へ持っていくと、週に1回だけがそれ以外といいたいでしょうか、米飯でないパンとかうどんとかというのになりますので、それは1回おきにパンをやったり、うどんをやったりとかというふうにしていきたいというふうに考えております。

パン粉についてはちょっとどこの部分がどれだけ県産の中に入っているかというものは資料的に持っていないんですけれども、今後県給食会の方にはその辺、確認と要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。中村君。

○8番（中村善一君） 給食ですけれども、関係者から本当はこれは地元産、名前まで言ってもらえればいいくらいに地元のものを使ってもらいたいと思います。農協を回って、ぐるっと回って行って、どこがどうなるんだかというのは、前はこういうのもいいでしょうけれども、現代の世の中でこういうのは余り通用しないのではないかなという気はします。ですから、地元産というのを高く言えるようお願いをしたいと思います。一番いいのは、私から言わせると、間に専門の職員を置いて、農家と給食センターの間に置いて取引をしてもらえれば絶対だと思うんですけれども、そういうのも考えてください。

あとは3回目ですので、農業は世の中には物すごくやっている町、村もあります。長野県のある村では1戸平均が2,500万円という売上を平均が2,500万円ですから話にならないみたいな、それもそのハウス栽培とか、そういうのではなくて、路地でやっているみたいですが、そういうところもあります。基幹産業は農家ということですので、何事も農家を先に考えるようにしていければいいと思います。農業がよくなければ町が廃れる一方だと思っています。どこかで食い止めなければならないということですので、私たちも応援しますので、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 大変長野県1戸平均2,500万円というすばらしい、どういう農業経営をしているのかまた我々も勉強させていただきながら、しっかりと農業には取り組んでいかなければならないと、こう思っております。ただ、町全体ではやはり教育も考え、いろいろな福祉も考えという中でいかなければならないのも事実でございまして、ただ、本当に農家の方々がまず元気をなくすことがないように、関係者の方々ともしっかりと連携を密にしながら取り組むことが大事だと思っております。お金がいっぱいあれば、幾らでも6割も7割も補助できるんでしょうけれども、それでなくてもまず我々も5割という中では支援しながら取り組んでいるという部分もまずご理解もいただきたいなと思っております。今後しっかりと取り組みをしまいたいと、こう思っております。

答弁の方は以上でよろしいでしょうか。

議長に一つ訂正のお願いがございます。

お許しをいただいて、先ほど馬場又彦議員の再質問の写真判定機でございます。「3月の定例会で当初予算に計上した」と、先ほど申し上げました。今確認をしましたら、今6月議会の補正予算、先ほど活性化交付金のお話しありました。そのお金を活用して100%の交付金でございます。今定例会に計上しておりましたので、おわびして訂正申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で中村善一君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月9日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時54分）

第23回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年6月9日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 立 花 寛 子

1. 農業行政について
2. 保育行政について
3. 教育行政について

4番 根 市 勲

1. 南部町医療健康センター（仮称）建設計画について
2. 昨年に続き今年も霜・ひょう害で果樹の不作が心配されている件について

13番 川守田 稔

1. 農家の法人化について

14番 工 藤 久 夫

1. 全国学力テスト、体力テストの結果と南部町の目指す方向について
2. 町内公共施設の改築、耐震化等の現状とメンテナンスの今後のあり方について
3. 現在の不況と不透明な将来を乗り切るために、江戸時代の暮らし方から町政に生かす事はないか

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番 工 藤 正 孝 君

2番 夏 堀 文 孝 君

3番 沼 畑 俊 一 君

4番 根 市 勲 君

5番 松 本 陽 一 君

6番 河門前 正 彦 君

7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第23回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。6月定例議会に当たり、一般質問を行います。

※着席 工藤久夫君

初めの質問は農業行政について、1点目、農地法の改定について質問いたします。今議会に提出されています農地法改定案は、当初これまでの農地法に規定された農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取得の促進、耕作者の地位の向上を図るという記述をすべて削除し、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進するとしていました。衆議院の審議の中で、これらの文言が一部復活しましたが、それでもなお今回の法改定は戦前の規制地主制度への反省から確立してきた農民的な土地所有と家族的な農業経営による農業生産の発展という戦後農政の根幹をくつがえすもので、やがて大企業の農地所有

に道を開くことになりかねないという懸念を払拭できません。また、修正の過程で業務執行役員の1人以上の者が農業に常時従事するという規定を附加したとはいえ、農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の契約条項があれば、農地にかかわらない大企業や外資系企業を含む一般企業でさえ、農地を利用することができることになります。しかもこれまで農家間の農地の賃貸借を安定させるために、地域ごとに定めてきた標準小作料制度を削除することは、財力のある大企業に優先農地が集積され、政府が育てようとしてきた認定農家や集落営農さえ、その存立を脅かされかねません。しかも、貸借契約期間が50年もの長きにわたることは大企業による優良農地への権利を固定するものになります。

政府は、耕作放棄地の広がりを防止し、食料自給力の強化を農地法改定の目的としています。しかし、耕作放棄地が増大している原因は農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって家族経営農業の継続が困難になったためです。これまでの農政の結果にほかなりません。

経済情勢の変化を口実に、社会的責任を放棄して、派遣切りや雇いどめを行っているような大企業が国民の共有財産である農地を支配することは儲けのために農地が資産化される懸念を払拭できず、最も持続的で安定的であることが求められる農業とは相容れません。内需を活性化させるために地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようと懸命な努力が全国各地で行われている中で、農地法改定はこうした努力に重大な障害をもたらすものです。今必要なことは国際的な食料自給の逼迫に対応して、食料自給率を向上させる農政であり、価格補償や所得補償など、今頑張っている農家が営農も継続し、生活できる展望をもたらす施策ではないでしょうか。

このような考えのもと、農地法改悪反対の声や農地法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書が北海道では3月議会で五つの議会で可決するなど、動きが出ておりますが、まだまだ議論が足りないし、何が問題なのか十分理解されていない状況ではあります。だからこそ、農地法改定は何をもたらすものなのか、十分な審議が求められるのではないのでしょうか。農地法の改定について町長はどのような考えをお持ちでしょうか。町の農地についてどのような変化があると考えておられますか。農地法の改定について反対していく考えはおありでしょうか。答弁願います。

農業行政の2点目についてであります。農政改革の検討方向を決定し、今夏には農政改革の基本方向をまとめる予定としています。農政改革の検討方向とはどういう内容になっているのでしょうか。政府の農業政策で当町の農業はどのように変化していくと考え、農業所得向上のため、声を上げていく考えはおありでしょうか、質問いたします。

保育行政について質問いたします。新保育制度に変われば、要保育の子供に対する自治体の保育実施義務がなくなり、保育園への入所は父母と施設との契約によるとされています。自治体は利用者の保育利用認定を行い、契約利用料に対し、一定の費用を支払うとされています。町長は新保育制度についてどのように考え、どのような影響があると考えておられますか。

2点目の質問です。新保育制度の内容についての改善を求める考えはおありでしょうか。

次に、教育行政についての質問です。就学援助制度について、市区町村が実施するときは、その費用の半額を国が補助する仕組みに戻すように国に働きかける考えはおありでしょうか、質問するものであります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。まず最初に、私の方から答弁をしまして、再質問等の詳細については担当部局から答弁をしていきたいと思います。

まず1点目の農業行政について、農地法の改定についてでございますが、農地法の一部を改正する法律案は4月3日衆議院本会議で趣旨説明が行われ、5月8日の衆議院本会議で可決し、現在参議院へ送付されております。具体的には、農地法第3条の農地の権利取得で追加変更される要件について必要があると認められるときは農業委員会等に対して市町村の長は意見を述べるができるという項目もございます。

また、効率的な農地利用を推進していく内容となっております。

3点目としまして、企業参入で新設される周辺農地など、農業上の利用に支障が生ずるおそれがある場合に許可の取り消しにつながる不適正な農地利用として、農業委員会は必要な措置を講ずるべきと勧告することができる。それによって従わなかった場合は許可を取り消すことができるなど、6項目が対象となっております。

改正案は、議員もおっしゃっていましたが、「農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進する」という現行法を「農地を効率的に利用する農業者・農業生産法人・企業に農地の権利を取得する」に改正するもので、当町においては大きな変化はないものと考えてございます。ただ、現在改正案は今後参議院で審議されることになっておりますので、衆議院と参議院、そういう中で両院でどういう審議がなされるか、国会並び

に国の動向を注視してまいりたいと思います。私個人的には、現在の今回の改正案はいずれにしても現行法、また改正法についても考えとしては農地を守るという視点があるのではないかとこのように考えてございます。

次に、農業行政の国の農政改革についてであります。農政改革の見直しは、議員ご指摘のとおり、第2回農政改革関係閣僚会合で決定されております。「農政改革の検討方向」に沿って、政策を構成する項目ごとに具体的な内容を検討し、今夏をめどに「農政改革の基本方向に関する中間取りまとめ案」を閣僚会合に報告することとなっております。

検討方向ですが、農業の持続可能性が懸念される中で、1、産業としての持続性の再生。2、安定的な食料供給力の再生。3、農村の活力の再生の三つの再生が改革の目的として示されております。

また、改革の成果を国民全体で共有できるものとするために、国民的議論を喚起し、国民に信頼される農政を推進していくことが不可欠との考えが示されました。

具体的な検討項目としては、食品の安全性、担い手の育成・確保、農業所得の増大などの9項目からなり、国民から意見を広く募集し、検討結果などに反映して、「農政改革の基本方向に関する中間取りまとめ案」を閣僚会合に報告し、来年度予算概算要求等に反映させるとの情報であります。

現時点での情報としましては、当町における変化については不明であります。農政改革の必要性は農業所得の減退や高齢化、農地面積の減少など、厳しい状況下で新たな担い手の参入が進まず、産業としての持続可能性が喪失の危機に直面していることから、早急に改革を望むものであり、農業・農村の明るい未来のため、ひいては農業所得の向上につながっていくものと考えてございます。

次に、保育行政についてでございます。現在国においては、これからの保育制度のあり方について検討が行われている状況であります。その中で、保育所の入所に関して、保護者と施設経営者との直接契約となり、自由に保育所の選択ができることとなる見通し案が示されております。そうなりますと、各保育所において入所者獲得のためにサービスの向上が図られることとなります。そうなりますとまた利用者は当然サービスのよい施設へ多くが流れることなどの影響も考えられます。現在は保護者から町へ申し込みがあり、町で入所を決定しているわけですが、ほとんど第1希望の保育所に入所決定しておりますので、直接施設との契約になった場合においても施設間の片寄りが出ることは少ないと思います。

次に、新保育制度の改善についてのご質問ですが、「新たな保育の仕組み」については、厚生

労働省の社会保障審議会少子化対策部会において第1次案が示された段階であり、今後はこの案に対する保育団体等からの意見聴取などを経て、さらに議論を行っていくと聞いております。したがって、今後の審議会での議論の方向を注視してまいりたいと思います。

次に、教育行政についてでございますが、就学援助事業は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に必要な援助を行うことにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図ることを目的として行っている事業であります。

援助の項目には、学用品費、修学旅行費、給食費などがございます。

支給対象者は、要保護者として、生活保護を受給している者、また、準要保護者として要保護に準じる程度に困窮していると認められる者となっております。

また、この制度の事業費に対する国の補助金についてですが、要保護児童生徒分については、国から2分の1の補助金が交付されております。準要保護児童生徒分については、いわゆる三位一体改革に基づいて、平成17年度に国庫補助事業が廃止されました。その分地方交付税に算定されるなどの財政措置が講じられております。確かに交付税に算入されているわけですが、財政の方とも確認をしましたら、従前の補助事業の分の算入額が交付税には入っていないと、それより少ない以前より少ない額の算入であるというふうに聞いておりますので、それぞれの市町村においても自治体で大変ではないかなと考えております。

ただ、町では、準要保護者に対しての援助については今までどおり今後も同様に継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。また、再質問、詳細の部分については担当部局の方から答弁をしていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず初めに、先ほど登壇して一般質問を始めたときに、農業行政についてとだけしか議事日程に書いておらないものですので、また、土地をお持ちの方もこの新しい今改正されております農地法についてはまだまだその内容がわかられていないために、議場がざわつき、どうなるものかなと思ったわけですが、町長も先ほど答弁の中にご自身も「農地法は農地を守る視点で行われている」ということを話しされたわけですが、多くの農家の皆さん方は農地を守ろうという気持ちで今一生懸命その農地法改定について運動を展開しているところであります。

さて、この農地法の改定についてであります。だれのための農地法改悪案なのか、はっきりさせなければならないと思います。農業者がみずから変えてほしいと要求しているものではありません。もっぱら財界側からの要求です。今回は農地のリース、賃貸借で自由化し、財界は最終的には農地所有自由化をねらっています。日本経団連の前身団体経団連は、1997年には家族的営農という何千年も前からのビジネスモデルを根本的に改革する必要があるなどと言い、家族経営を敵視してきました。そして、第1段階として農業生産法人への株式会社の出資要件を大幅に緩和、第2段階として借地方式による株式会社への営農、最終的に一定条件の下で株式会社の農地取得を認める方向が考えられる、と要求してきました。今回の農地法改正は第2段階に当たります。

企業が農地を所有したいと考えるのはなぜでしょうか。どういう目的があるのでしょうか。それは、農業以外の利用です。関東近県で、産業廃棄物の不法投棄と闘う関係者は、産廃の不法投棄の業者は大儲けをし、外車を何台も持っている。今回の農地法改定案で1億円の罰金が課せられるというが、そんなものでは歯どめにならないだろうと言っています。企業が農地を所有して何をしようとしているのかしっかり見る必要があるのではないのでしょうか。北海道では、農業に参入した企業が撤退して、最悪の耕作放棄地となっていると言っています。儲け本位の企業に農業を任せることはできないと訴えています。

今必要なのは、農地法を変えることではなく、安全な食料の安定供給はもちろん、中山間地などの地域経済を活性化させる上でも国土と環境を守る上でも食料自給率を50%に引き上げ、家族経営が成り立つ農業政策をつくることではないのでしょうか。このことが当町にもよい影響を与え、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。町長はどのように受け取られたのでしょうか、答弁をお願いします。

農業行政についての質問の2点目の再質問です。当町では、新規農業者への支援制度が始まり、また、農業に対する補助金、補助率向上のため努力されております。国の農業政策におかれましても、青年が農業に参入されるように、条件を補償されなければならないと思います。一番重要なことは価格補償、所得補償の充実なしには農業所得の増大はあり得ないのではないのでしょうか。政府の農業政策で、当町の農業所得が向上されるのでしょうか。どのように見ておられますか。

農政改革の検討方向は日本農業が産業としての維持可能性喪失の危機に直面していると指摘し、これまでの農政の失敗を認めざるを得ない事態です。とりわけ、農業所得をふやす必要を政府自身も強調しています。そのやり方は販売量の拡大と単価の向上、コスト低減という経営努力

です。これでは従来路線と変わらないではありませんか。こういうやり方で当町の農業がよい方向に進むと思われますか、答弁を求めます。

次に、保育行政についての再質問です。政府が推し進めようとしています新保育制度、これなかなか内容がはっきりわかられていない段階ではありますけれども、どこからの要求でこのようなことが行われていくのでしょうか。それは、財界を初め、規制改革会議や経済財政諮問会議などが政府に迫ってきたものです。直接契約の導入や最低基準の撤廃は保育を市場原理に委ね、企業中心の保育サービスで量をふやそうというものです。これに対し、子供の日々の成長、発展を支える保育の専門家から子供の最善の利益に反すると批判が上っています。政府は社会保障を切り捨て、地方切り捨てを進め、保育所の整備や運営費の抑制、諸外国に比して貧しい職員配置や施設基準を放棄してきました。こういう状態でどうして安心して子供を産み育てられるのでしょうか。国の責任で築いてきた公的な保育制度の基盤を後退させてはならないと思いますが、町長はどのような姿勢をおとりになるのでしょうか、答弁を求めます。

教育行政についての再質問になりますが、質問の要旨にただ就学援助制度と国の絡みだけについてまとめましたので、どのようにおとりになるか、再質問させていただきます。先ほども町長が国の予算のあり方で一般財源化され、それも以前より少なくなっているという答弁がありました。全くそのとおりだと思います。しかし、その状況をはね返し、今年度も前年度同様、就学援助に対する予算があげられたことは喜ばしいことであります。一見そういう状況があって、大変うれしいのですが、次にお話しされることを町長がご存知なのか、どなたがやられたのか、訴えさせていただきます。

ことしから就学援助を申請する用紙が大きく変わりました。その中の文言を読ませていただきます。これは申請理由の文言です。1、保護者が生活保護を受給した。2、保育者が生活保護を廃止、または停止になった。3、世帯全員が町民税非課税である。4、世帯全員が国民年金保険料を免除されている。5、保護者が児童扶養手当の全額受給を受けている。6、災害、その他やむを得ない理由により（世帯の国保税、全員世帯の町民税）を減免されている。7、その他の理由で世帯の経済状況が悪く、学校納付金の支払いに困っている。1から7の該当する番号に丸印をつけ、生活状況等援助を必要とする理由を詳しく記入してください。と書いてあります。

なぜこのような申請理由が必要なのでしょう。それをどうしてその中から選ばせるのでしょうか。各家庭に対する嫌がらせとも受け取られる文面です。申請用紙が変更された理由は何でしょうか。準要保護世帯については、用途を限定しない交付税交付金、いわゆる一般財源にしたためでしょうか。この経過をお聞きするものであります。

そしてこの申請用紙はやめていただきたいと考えておりますが、これからも使用されるのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（小笠原義弘君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） 農地法の一部改正についての質問の内容ですけれども、農業への企業参入ではないかと思えます。現在、国会において審議中であります。改正案の具体的な内容がまだわからない状況にあります。今後、改正案の詳細を把握した後において、企業等の農業参入についての対応について検討してまいりたい。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） それでは、農政改革についてお答え申し上げます。

まず、農業所得が向上されるのか、それからよい方向に進むのかということでございますけれども、改革の目的が3点提示されてございます。具体策につきましては、現在取りまとめの段階でございます。今回、農政改革の検討事項として挙げられている項目9点でございますけれども、まず1点目ですが、食品の安全性、2点目として担い手の育成確保、3点目として農地問題、4点目として農業生産、流通、5点目として農業所得の増大、6点目が食料自給率の問題、7点目農山漁村対策、8点目として連携軸の強化、最後9点目新しい分野への挑戦となっております。現在の農業の状況、高齢化や後継者不足などの問題を抱えてございます。将来の問題を抱えた場合に必要な項目となっておりますので、今回の農政改革によりまして、産業として農業の活性化が図られ、ひいては所得向上につながっていくものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

保育行政について、新たな保育の仕組みはどこからの要求かということになりますと、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会少子化対策特別部会が策定した案でございます。大

臣の諮問に答えたという形でございます。

それから、民間企業の参入等につきましては、参入資格の基準等が示されていない段階ですので、今のところ注視したいということにとどまります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 教育行政についてですが、準要保護の取り扱いは町村に任されているわけですが、この申請用紙については、従前から国でやってきているものと内容は同じです。表現を今回載せるようになりましたけれども、中身は変更しておりません。

それから、この表現をやめていただきたいというお話しですが、これについては今後教育委員会等で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 再々質問になりますので、これで終わりということになりますが、まず、町長は職員とは違う町の皆さん方から選ばれた立場の地位として、今国に進められています農地法の事に対しても、保育所をめぐる問題に対しても、ぜひ住民の立場に立って、保育の問題では女性が子供を安心して産み、育てられる環境づくり、その一つとしての保育所づくりに力を発揮していただきたいと思いますし、企業が入ってきていいことがない、ましてここでは立派に公営でやっているわけですから、それを崩さない立場で国の政策と闘っていただきたい、踏ん張っていただきたい、このように考えています。

また、今回はいみじくも農業問題について議員の皆さんが一般質問に立たれ、大変心強く思っておりますが、その足元である農地法がどのように変えられていっているのか、企業が来ていいところだけではないと思います。実際私がお話しする以上に多くの皆さんは心の中では思っておられるでしょうし、もう何十年も前から企業が土地を取得することで産廃問題なども起こってきているのはご存じのことと思います。そういうことも含めて、これから農地がどういうふうに変化していくものなのか、ここを見定める必要があるのではないのでしょうか。

そして何度も言っていますように、農業が減んで発展している国はないのですので、農家の皆

さんの生活が再生産できるそういう価格補償、所得補償を取りつけられる農業政策を国に対して率先して町長は訴えていただきたいと思います。と思っています。

先ほど教育委員会の方から答弁がありました就学援助申請書の申請理由について、今までと考えは変わっていないと言いますが、私も今までの申請用紙を見せていただきましたが、こんなに大胆に書かれているとは見ておりません。私も携わったことがありますし、お世話したことがあります。こういう申請理由を目の前に突きつけられて、町民の皆さん方はどのように考えられるでしょうか。とても厳しい内容が目の前にあらわれている。とてもこういうことでは申請したくても申請できない気持ちを起こさせるのではないのでしょうか。まして、そういう起させるようにこういうふうにしたとも受け取られますが、予算上これ以上就学援助を受けられる方が少なくなるように考えてこのような用紙を作成されたのか、最後にお伺いして、質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 今の件ですが、意図的にそういうふうにしたわけではありませんが、ただ、民生委員の意見を従前のように聞きにくくなったりとかというのがありまして、それでできるだけ詳しく書いていただきたいと思います。委員会の方で判断するときにもこの辺を確認しながら今までも実際進めてきておりまして、それでそれによって減るとするのは今までの例ではないように記憶しております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

（午前10時42分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

（4番 根市 勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。私は今回大きく2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目として、（仮称）南部町医療健康センターと言えましょうか。私は簡単に町立病院の「移転建設計画」と以後発言させていただいて、質問を続けていきたいと思います。

昨年6月に、私は町立病院の建設計画について、町長の考えをお聞きしたときは、「財源の確保についてめどが付き次第、議会ともに十分な協議を図りながら、町民のために安心できる形で建設を進めたい」旨の答弁をいただきました。そして、参考にすべき病院として大分県の特定医療法人関愛会が運営している佐賀関病院を議会でもぜひ視察して参考にするために、議員も勉強してきてほしいとのことで、ことし1月中旬に私たち議会のメンバーと病院関係者約26名が九州へ行って見学をしてきました。見学を終わってからの感想は、今までの病院のあり方、自治体病院を取り巻く厳しい環境の中で、地方の病院はこのような方向を目指すべきだと改めて思いを強くして帰ってきました。さすが町長は目のつけどころが違う、よく勉強していると改めて感心して、名川病院もこの佐賀関病院を参考にして計画を進めればよいと思ってまいりました。

さて、視点を変えて、この佐賀関病院で昨年9月に発行された広報誌「関eyeだより」の巻頭の文章を紹介します。「人がそこに住む限り、なくてはならないものがあります。そのうちで最も大事なものが「医療と介護」です。病気や、事故でけがをしたとき、すぐに間に合う医療機関が身近にあること、高齢者が十分な介護サービスを受けられることは、地域で「安心」して暮らすための最低限の条件であり、定住の基礎になります。人・物・金・情報の一極集中が進み、地方では人口の流出が加速し、過疎がますます広がっています。また、医療不足や経営不振のために、地域の医療を支えてきた自治体病院などが相次いで廃止・縮小を余儀なくされているという悪循環が続いています。「地域を守るためには、医療を守らなければならない。」平成16年7月、関愛会は、紆余曲折を経て、国民健康保険「佐賀関・町立病院」を引き継ぎ、以来「地域包括医療の推進」・「地域貢献」・「自己研さん」を基本理念に、佐賀関病院と三つの診療所、介護保健施設「ひまわり」を運営し、地域とともに歩んできました。」とあります。

民営化してちょうど満5年を迎えようとしている佐賀関病院は本当に名川病院の今後の目標とすべき理想の病院施設だと改めて思っております。

さて、5月14日及び6月に入ってから新聞の報道によりますと、町立病院の移転候補地として、虎渡地域に決まったような記事が載っておりました。この件について主に四つのことを町長にお尋ねしたいと思います。

一つは、名川病院の開設された当初の経緯と現在の名久井地区から旧北川地区である虎渡地区へ移転することについての思いはどうでしょうか。

2点目として、現在、広場地域の中央公民館の周辺でも給食センターの新築によって、今までの施設や周辺はかなり広くあくと思います。また、町営住宅も名久井一中の跡地に移転すれば、今までの用地はかなり広くあくことになります。私は、この跡地を有効に活用する方が広場地域や、広く名久井地区の活性化が、少ない費用負担で町の財政にも効果的だと思いますが、名久井地域の多くの住民の期待と発表後の失望の声を町ではどのように考えているのでしょうか。

私のところには「まだ間に合う、何とか再考してほしい」という住民からのお話があります。町長は広場、名久井地域の声を聞かないで移転することは、後々大変な悔いを残すことになると思わないでしょうか。

3番目として、新たに土地を取得して、埋め立て・造成するよりも、既に持っている町有地の活用を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4番目として、虎渡地域の場合、国道と鉄道に囲まれて、地盤の余りよくない土地に埋め立てをした場合、騒音・振動等の不安や工事予定額の大幅な増加、医療ニーズの増加によって、規模拡大の場合、用地確保の問題等、不安要素も懸念されます。予想外に予算がオーバーしたということがないように進めるためにも、もう少し慎重に進めるべきではないでしょうか。私どもが2月に議員全員協議会で病院の計画を聞いたときは、予算総額22億円ぐらいで建てて、なるべく佐賀関病院のように15億円ぐらいまでに抑えるような話だったと聞いていましたが、先日、病院建設委員会のメンバー方から聞いた話では、30億円は超えるのではないかという不安な声を聞きました。町では、幾らぐらいまで予算で、上限の金額を考えているのでしょうか、答弁をよろしくお願いします。

次に、2点目の質問に入ります。去年の霜・ひょうの害に続き、沼畑議員も先日前おっしゃっているのと同じだと思いますけれども、4月中旬に被害がありました場所によって、ウメの収穫がほとんど期待されないほどの大きな被害が出ております。これを踏まえて3点に関連づけて質問させていただきます。

1点目として、サクランボ、ウメ等の果樹の被害の予測と対策について町ではどのように考えているのか。

2点目として、このような被害を教訓に寒冷地に適した霜やひょうの影響を受けない農産物・特産物の研究・開発・作付に取り組むことも必要だと思われます。農業を町の基幹産業として今後の町の整備を進めていく場合は、国や県のほかに町独自の補助・支援策を創設して、農産物の多様化の収入の安定化がどうしても必要だと思いますが、町ではその点、どのようにお考えでしょうか。

3点目として、町内の専業農家の経営状況は、戦後64年間で一番厳しいとされています。この最悪の局面を乗り切るに行政ができることは何かを質問します。厳しいのは農業だけではないのですが、私が今町を考えて、行動しなければならないことは、今までよりも住民のそばにもっと近づいて悩みを聞いたり、町の政治方向としてできることを考えなくてはならないと思うからです。例えば、リンゴ農家の場合、肥料や農薬などで1月から暮の正月まで、営農を継続していくには、大変な費用と労力が必要です。しかし、最近は売上に比べて、費用がはるかにオーバーして、農協から借り入れできない、前からの借金を清算していないため売ってもらえないと。したがって、営農したくてもできない。これでは息子に「後を継げ」と言えないとか、最悪は八方ふさがりで、友だちや相談相手もなく、自殺という事態もふえていていると聞いています。企業経営であれば、破産・再生等の相談やコンサルタントがいるわけですが、個人経営では最悪の事態を未然に防ぐための農家の相談窓口といいますか、駆け込み寺のような部署の創設を検討する時期に至っているように思います。町ではどのようにお考えでしょうか。

町民が豊かになるために、安心して暮らしていくために、町の政治はあるべきです。そのために町の職員は働くのが一番だと私は思っております。とりあえず町民の安心できる町政の実現のために、質問を終わります。町長の誠意ある答弁を期待して終わります。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、医療健康センター計画についてでございますが、計画に関連しまして、まず開設された当初の経緯等についてでございます。昭和29年12月に国民健康保険名久井村診療所として開設してございます。当時、名久井村には医療機関がなく、国保直診病院の地域住民の生命を守るという基本理念のもと必要であるとして、建設されたものでございます。昭和32年の増築工事後、名川町国民健康保険名川病院と改名し、昭和41年の火災発生により、昭和43年に現在の病院が新築され、現在に至っているところでございます。

今回の計画につきましては、議員の皆様にも佐賀関病院も視察していただきました。当然運営形態だけではなく私の考えとしましては、形態を含めながら、通常今までは病院建設に関する非常に平米単価が高い、そういう意識がございます。その点、佐賀関病院は非常に単価の低い中で建設をされていると。こういうのを見てきてほしいという思いでございました。

また、佐賀関病院については我々の状況と違っていたのは、市町村合併によって大分市では公立病院は持たないと条例があって、そのため、当初は自治体病院で構想を考えていたわけですが、大分市の合併によって公立病院は廃止せざるを得ないという中で当時いた先生方が先頭に立って、自分たちで運営してみようということのまず経緯でございました。

現在医療センターの構想でございますが、まず議員の皆様にもご理解をいただきたいのは、既に計画案でもお示しをしておりますが、66床、現在の病床数と同じベット数でございます。その中の40床が療養型の計画であると。これからさらに少子高齢化が進行していく中で、高齢者の方々が安心して病院の中で医療を受けながら治療することができる。66床中の40床がそういう内容であると、ここをぜひご理解もいただきたいと思いますと思っております。

次に、現在の名久井地区から移転することについてでございますが、これまでの名川病院の移転新築計画の経緯につきましては、平成21年3月議会でも答弁申し上げたところでありますが、先月13日に、町議会代表、町民代表及び医師会の代表等17名による医療健康センター建設委員会を開催いたしました。これは合併後、町の範囲も拡大されたことに伴いまして、新たな南部町として検討していくために立ち上げたものでございます。その協議・検討の中で、現在名川病院は、患者の約8割は名川地区となっており、黒字経営となっておりますが、今後は人口減による患者の減少が懸念されるという意見もいただいたところでございます。

現在、名久井南地区から名川病院で受診されている住民の多くは、名川里バスを利用しております。また、福地・南部間は国道4号線を多目的バスが運行しておりますので、この多目的バス路線と里バス路線と合致する近辺を候補地にすることになります。

合併前の建設委員会から答申されておりました候補地については、名川分庁舎周辺エリアもございましたが、先ほど申し上げましたように、将来的には名川地区のほか、南部・福地両地区の住民の皆様からも名川病院を受診していただきたい。また、安定した病院経営を目指していくためには、さらに利便性の高い場所が望ましいという病院経営に携わる医師の意見等も尊重いたしました。さらに、合併後の町全体の位置関係及び近隣市町の医療機関とのバランス並びに交通手段等を総合的に勘案し、国道沿いが候補地として挙げられた理由でございます。

6月1日に開催されました建設委員会におきましても、町全体の位置関係と交通の利便性から国道沿いが望ましいとの意見の集約があったと報告されてございます。昭和30年と現在の状況、当時は名久井村に医療機関がない、また交通の道路整備も現在のような状況ではなかったわけですので、その時代に比べますと非常に道路関係も整備されて利便性が高くなってきている社会変化になっていると考えております。

次に、中央公民館周辺の土地の有効利用について考えたらどうかというご意見でございますが、中央公民館周辺については、中央公民館裏側に町営広場団地があります。次に、南側ですが、旧広場保育所、名川給食センター、旧広場集会所及び名川警察官駐在所がございます。合計敷地面積は約9,400平方メートルでございます。この敷地の形状につきましては、中央公民館を囲むL字型で不整形であるとともに、面積的にも足りず、病院施設を有効に配置できないと考えてございます。このことから、先ほど申し上げました名久井地区から移転することを踏まえまして、中央公民館周辺の土地については、合併前の建設委員会でも候補地として想定していなかった状況でございます。

また、旧名久井第一中学校の跡地はどうかというご意見でございますが、現在は既に広場団地を含め、大変な老朽化の状況でございます。五日市団地を含め跡地については既に事業において町営住宅の整備に向けて進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町有地の有効活用についてでございますが、当然、第一義的に保有している町有用地の活用は検討したものと思っております。合併前の建設委員会では、白山地区など4カ所の候補地が答申されておりましたが、その中に中央公民館周辺は挙がっておりませんでした。答弁の初めに国道沿いが候補地として挙げられている理由を申し上げましたが、合併後の町全体の位置関係及び近隣市町の医療機関のバランス、交通手段などなどを総合的に勘案いたしますと、やはり国道沿い、または国道から近い場所という状況になるのではないかと考えてございます。

次に、虎渡地区の移転の場合、さまざまな問題もあるのではないかとご指摘でございます。この地区は東西に国道4号線及び青い森鉄道が整備されております。現段階では、建設委員会において意見が集約された地区の検討を進めていただくわけでございますが、仮に国道沿いの場合ですと、自動車の騒音、また路線沿いですと電車の通過する際の振動等が当然考えられます。建設に当たっては、現在の建築技術により、騒音・振動等も十分クリアできるものと考えております。

次に、工事予定額の大幅な増加が懸念されるのではないかとのご質問でございますが、用地取得にかかる価格につきましては、前候補地と同額程度を見込んでおります。また、用地の盛土については、現在県の公共事業からの残土を無償で提供していただける見込みであり、希望する土量は確保できる予定でございます。できれば、平成22年、23年の2カ年で用地に盛土し、圧密沈下させた上で、平成24年度から着工に移りたいという想定でございます。先般、名川病院につきましては、新聞でも掲載されておりましたが、良好な経営状態評価ということで、優良表彰を受けているわけでございます。現在の院長初め、医師、看護師含め、両スタッフの方々、大変ご尽

力をいただいて、今後住民の方々が高齢者含めて、さらに安心できる医療構築をしていくために大変頑張っておりますので、前にも申し上げておりますが、規模は拡大すれば大変危険な状態になるという考えでおります。現在のまず病床数の中で健全にできる。そしてまた安心できる体制は私は住民の方々がまず一番安心するのがそこではないのかなと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の霜・ひょう害による果樹の不作等についてのご質問でございますが、農産物被害の状況であります。低温の影響と思われる被害で、サクランボは主力品種の佐藤錦が平年を下回る園地がございます。ウメは結実が例年より少ない状態の園地が確認されており、リンゴにつきましては、一部品種で褐変などの被害が見られます。去年は霜・ひょうのダブル被害があったわけですが、ことしは当地区においてはひょう被害については今のところ確認されてございません。被害が確認された園地は地域や品種によって状況が異なるなど、被害状況や収量予測については調査中であり、対策等につきましても、今後の生育状況を見ながら関係機関等の協力をいただいて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、寒冷地に強い農作物研究機関への補助・支援策についてというご質問でございますが、新たな農産物の研究・開発は、当然専門の技術などを必要とし、開発期間も長期化するため、地方独立行政法人や研究センターなどで進められておりますが、寒冷地に有望な作物や品種の開発は現在県の関係機関なども行っていないと聞いてございます。寒冷地に対応した農作物の開発は難しいということから、町独自の補助や支援策の創設につきましては、どこまでも支援できるというわけでもございませんし、当然予算も関係しているわけございまして、独自の支援というのは非常に難しいものがあると思っております。県の方にはそういう呼びかけというものは要望してまいりたいと思います。県では、災害等の危険分散や回避のための多様な技術、作物体系等の指導を進めており、町としましても関係機関の協力のもと、情報提供などにより経営安定の促進を図ってまいりたいと思います。

次に、専業農家の苦しい経営状況に対する対応についてのご質問でございますが、非常に経済不況の中、農家初め、農家に限らず商工業の皆さんも大変厳しい状況であるというふうに認識をしております。商工業につきましても、いろいろな部分で地元でできるものは地元、また今回も計上しておりますプレミアム商品券、それなども我々も支援をしながら何とか地域の活性化、元気づくりにしてまいりたいという取り組みもしてございますので、その点をご理解をいただきながら、特にそういう中で、農業関係者、農業生産は社会情勢の悪化、あるいはまた自然災害などにより大変厳しい環境でございます。地球の温暖化が問題視されており、気象が不安定な状況

下にあるため、常に災害の危険性が指摘されております。昨年も霜・ひょう、ことしも霜被害というふうに非常に農業の場合天候が左右するわけでございまして、その災害に強い園地づくりを進めていくということは大変重要なことだと思っております。

町では、園地の整備・充実を図るため、防霜ファンやハウス施設の導入などについて補助事業を継続して実施することで少しでも農産物の安定生産と高品質化を目指して、所得の向上につなげていきたいと考えております。

なお、果樹の補助事業につきましては、先日も申し上げましたが、当町において町がかさ上げし、受益者負担を2分の1として実施している市町村はほかにはない、そういう部分もご理解いただきながら、町では町村合併時からこれまで継続して補助金のかさ上げを実施してきました。生産者の皆さんの負担を軽減して、農業生産の効率を図るために、手厚い助成を行ってきたつもりでございます。また、これをしからは、どこまで町が面倒を見ていくべきなのか、当然我々行政の長としては、農業を基幹産業とする町として大事に支援していかなければならないと。また、教育の問題、福祉の問題、さまざまな問題、課題を解決していかなければならないわけございまして、それぞれ私もいろいろな会合に行っております。農業団体の方々ともいっぱい話しをしております。農業で生活を中心に行っている方は当然「農業にもっともっと力を入れてくれ」と。今一生懸命子育てをしている家庭の方々からは、「まずは子育ての支援をしてほしい」と。また、介護を伴う高齢者を抱えている家族は「まず何が何でもそこに一番力を入れてくれ」と。やはりそれぞれの住民の方々は今自分が生活している中で、生活の中心になっている部分がどなたもそれぞれ意見が伴うわけでございます。それをすべて満足にできるかという、それも現実的には無理な部分が当然あるわけでございます。その中で我々もいろいろと工夫をしながら、考えながら、少しでもまずそういう方々がそれぞれの分野において、ご理解をいただけるような施策をしていくのがまた我々の役目でもあると思っております。

資金面においても貸与等もしておりますが、先ほど議員からのご指摘ありました借りたくても借りられない状況でいるんだと。そういう認識も持っております。議員もおっしゃっております少しでも安心できるような取り組みをという考え、私も同じ考えでいるわけでございます。その中で取り組んで行く過程の中で、さまざまな議論をさせていただきながら、また、ご助言、ご指導をいただきながら、町としてもしっかりと取り組みをしてまいりたいと。特に農業問題については、町単独独自の限度というのもございます。今国においてもいろいろな価格補償等議論もされているところでございます。国策としてしっかりと日本が食料自給率を本当にどうやって上げていくのかと、そういう部分も踏まえながら、議員の方にも県、国に対しても我々の現状とい

うものをしっかりと訴えながら、町としてもしっかりと取り組みをしてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 本当に答弁ありがとうございました。

私は移転候補地の件について2年前の9月に議員に当選して以来、ちょうど1年前に町立病院のことを一般質問するまで、委員会や議員全員協議会のような場所で話しを聞いた記憶がございませんでした。また、今年1月、大分県に視察に行って、その後、今年2月に全員協議会で病院の改革プロジェクトのことを初めて聞かされました。町長は、よく「キャッチボール対話」というお話しをしますが、今からでもぜひ名久井地域の住民の方々を集めて病院の建設予定地の対話をしてほしいと思っております。

この場所の件について住民との対話を今までどの程度お話しがあったか、まだ町長は対話したのでしょうか、まず町長から聞きたいと思っております。

病院移転の主要金額は上限どのくらい程度考えているのでしょうか、先ほども答弁いただきましたけれども、具体的な支出と収入の金額、採算性の詳しい説明会を何回も対話集会のような形で開催すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、質問を副町長、担当課長のここにおいて管理職の立場の方にもお尋ねしたいと思えます。病院を利用している町民の声をどのように聞いて、この移転計画を進めようとしているのか、わかりやすく順に答弁していただきたいと思えます。

質問はおかしいと思う課長さんたちもおられると思いますが、ここに出席している課長さん方は一般の企業、会社であればそれぞれの部門の責任者ばかりだと思っております。町民のよりよい生活のために、多くの部下の職員に効率よく働いてもらうような立場だと思っております。それぞれの立場で、病院の移転候補地の件で町民とどのような対話をしてきたのか、お答えをいただきたいと思えます。

次に、2点目の最後の質問にある農家の厳しい局面を乗り切るために行政ができることはどういうことについてか、私が常に考えていること、思っていることを読みます。先日の新聞にも自殺率は青森県は全国で悪い方から3番目、今度は2番目になったという報道が載っております。自殺はそれぞれ理由があるんでしょうが、何の対策も打たない場合、それだけの不満からこれからも増加するのではないのでしょうか。追い詰められる前に、未然に防ぐための具体策と早く手を

打たなければ農家だけではないでしょうが、農業経営者や家庭が苦しくなって、相談する適切な部門、部署を急いで設置するべきだと思います。その場合に役場の職員では難しいところもあるでしょうから、法律の専門家や学識豊かな秘密を守る適任者を早目に選んで、町民の不満を軽くする方法を考えてください。

とりあえずこれで再質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず私から答弁申し上げたいと思います。

医療センター移転につきましては、さらに我々もしっかりと町民の方々に理解をいただけるように説明はしていかなければならないと、またいろいろ声を聞いていかなければならないと思っております。これについてもちょっと確かに少なかったかなという思いはしております。ただ、我々もある程度の候補地の選定というものも一つは取りまとめをしていきながら説明をしないことには、これもまたあっちこっちここがいいここがいいという要望があって収拾がつかないだろうという思いも正直ございました。そういう中で特に議員の地域においては、現在あった地域でございます。ですから、議員の思いというのは私もしっかりと心に深くわかる部分がございます。そういう中で、ただ今合併をして、町全体の拡大されたエリアの中でというのも、これも長としては考えていかなければならないというわけでございますので、しっかりとそういうただ医療というのは先ほど議員もおっしゃった地域を守るためには医療を守ることが大事だと。そしてまた、そこには私は医療、医師を確保していくことが大事である。そのことによって医療が守られるということにもつながってまいりますので、現在の医師の方々の意見というのも尊重しながら、そしてしっかりと名川病院において住民の医療を守ってもらうと、こういう部分にまず力を入れてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

予算等については、また担当部局の方から説明をさせ、また、各課長等からというご質問もございました。副町長たちからの考えというのも答弁をさせていただいて、課長等には関係する所管が保健福祉課、病院を当然含めてそういう課長等でよろしいですか。まず関係する部分の課長たちから説明をして、もう1回再質問でございますので、その次にまたいただければ、また答弁をしてみたいと、こう思っております。

そして、農業に関する部分、自殺、県内まさにワースト3からワースト2になってしまったと、大きく新聞でも取り上げられておりました。この後、工藤久夫議員のご質問の中で自殺者の動向

についてというご質問もございます。その中でまた詳しくご答弁をさせていただきながら、我々も当然これに関すれば専門、精神科医さんにも入っていただいて、取り組まなければならないわけございまして、今日までも精神科医さんをお願いして事業を委嘱しております。また、大学の方とも今後協力をしていただいて、また調査等も行うことになっておりますので、ここはこの後の質問で答弁をしてまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 根市議員のご質問にお答えします。

建築費の上限はというご質問がございました。当初マスタープランにおきましては、病院建築にかかわる部分が20億8,700万円、それから健診センターとしまして5億7,300万円等を提示しております。これは、現在の名川病院の病床数等を勘案し、基準面積を掛けまして、それに国で示した基準単価を掛けて出した金額ということになります。これはあくまでも、概算計画ということになります。財政の担当課と協議する際には私たちは今後十年來の財政指数等を教示を受けたわけですが、一応25億円という金額の財源を確保できるのはどうかというところで話しを進めております。ただ、今後、用地が決まりまして、用地の地形、それと平面図等の張りつけ、それらによって建築基準単価が算出されるわけですが、あくまでも佐賀関の病院を参考にしまして、佐賀関は私立ということになりますので、その単価がかなり低いと。想定した22億円を15億円まで落としたということで、落札は68.5%程度まで落ちておりますが、公営の場合はそこまでは落としていくことは難しいだろうとは思っておりますが、節約をしまして、建築費の削減には努めてまいりたいと思っております。

それから、副町長より先に答えますが、担当課長としましては、この病院建築に関しましては、治療と帰宅、その後の介護という部分が一番大きな町民の負担ということになります。これらを解消し、安心安全で暮らす地域をつくるためには、医療、保健、福祉の連携をどうしてもとっていかなければならないということで、この保健医療センターの建築に臨んでいる次第であります。以上です。

○議長（小笠原義弘君） 赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） 先ほどの質問の中で、病院の候補地がどうかというふうなお話が出

たと思いますが、国民健康保険名川病院として建てられたのが昭和43年だと。その前後に剣吉の新開地に診療所がありました。剣吉の私は住民ですから、大変利便性があって、それなりの対応してもらったと。それから名久井の方へ移ったというふうなことです、そういうようなことをもろもろ考えたとき、先ほど町長も言いましたが、やはりみんなから、南部、福地地区からも、それから今の場所から若干移動するけれども全面的に対応できる今の場所がいいのかなと、そういうふうな気がしておるところでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 馬場副町長。

○副町長（馬場宏君） 病院をこれまでの独立した病院として存続させるのではなく、病院と医療と保健及び福祉と横の連携を強化して、南部町独自の包括ケアのシステムを推進していくことになります。それで、大きな仕事となりますので、全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 町民の声を云々ということですが、まず最初に、医局のドクターたちのお話しをしたいと思います。というのは、このセンター構想については、合併以前から平成12年のあたりから検討してきたという経緯を聞いてございます。それで、医局のドクターの先生方は、もっと早くできないのかなというような、私行って2年目ですが、そういう話が出ていました。それで、ただ、今時期的には私は今ちょうどいい時期ではないのかなと思っております。ということは、うちのドクターたちが今40代後半の先生方がほとんどですので、やはりある程度環境を整備して、これから医師の確保もやっていかなければならないということです、今の時期が移転新築をするのによろしいのかなということで私はドクターたちのお話しを聞いているのが現状でございます。

それからあと、病院については前々から包括ケアシステムということで進めてきているわけですので、医療の診察とか、そういうことばかりじゃなくて、地域住民とのかかわりということで、健診、それからあるいは介護施設等の協力病院ということですので、それらのことにも目を

向けながらやはり合併していますので町の中心地の移転場所でするのはいいのかなという気はしています。

それで、今いろいろな方面から県内にある自治体病院の中で名川病院が黒字でいいなということで県の事務長会議等に出ても私がちょっと言われるんですけども、これまでもいろいろ医師たちが危機感を持って経営に当たってきたというのが現状だと思いますので、何とかこの建設委員会等で場所を決定していただいて、計画どおり平成24年、25年で着工、完成をしていただきたいということが前提にありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 建てるのに反対しているわけじゃないんです。事務長からもドクターというのも出ましたけれども、慎重にまた先ほど答弁した中でも佐賀関は民間になるんですけども、そういうのを交えながら考えていかなければ後で泣くのはだれかと、そう考えるからこういうふうな質問をしている。みんな町民、またこの不況の中乗り切る人にばかり返ってくるんじゃないですか。そういうところをぜひもう少し胸に刻んでお話ししながら進めてもらえばいいんじゃないかと思っています。よろしくお願いします。

これで終わりたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後0時59分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君の質問を許します。川守田君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） 私は、通告に従い、次のことについて質問いたしたいと思います。

質問は最近の農林水産関係の予算の概要を見ていると、NPOですとか、公益法人ですとか、農業生産法人、または曖昧な表現では農業者グループという記述もあります。自治体の出資する法人という表現もあります。PFIだったりすることもあります。以前のように、直接自治体を通して政府の予算がおりてくる。以前は自治体と農協ですとか、そういったルートに限られていたような感がありますが、最近の様子は直接民間が農水省であれ、批判の多いその他独立行政法人であれ、それぞれがそれぞれの目的の予算を持って、民間が直接助成を受けられるという制度が非常に多く見られるような感じがします。

そこで、その受け皿であるという何かしらの法人ですとか、準公の団体、組織、そういったものを農家が組織してあるかないかということで随分とその助成の恩恵に預かる機会、接する機会の差が出てくると考えております。

そこで、町長初め、町当局にお伺いしたいのは、これから現在の農家、受け皿に足りるような農家の法人組織ですとか、各種団体、そういった組織の整備の状況はどういう状況に今あるのかという現状をお聞きしたいのと、組織化、法人化を促す役割を町が担うべきではないのかという趣旨で質問をするわけですが、ただ、闇雲に法人化を図ったところで、そのきっかけがないと思います。やはりその担当課ですとか、町当局におかれては、さまざまな情報を農家に提供をした、提供する、そういう作業とさまざまなニーズを農家の方から吸い上げる。そういったやり取りのもとにどういった事業があるのか、どういった法人化、どういった組織化が適当であるのか、そういったことをコーディネートする役割を担うべきではないのかなという考えのもとに質問をしております。

今申し上げたことを踏まえて、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、事前通告に従いまして、川守田議員のご質問にお答えを申し上げます。

農家のまず、法人化の現状についてでございますが、平成20年3月の定例会におきましても川守田議員からのご質問にお答えした部分と重複する部分がございますが、国の方針としまして平成17年3月に「新たな食料・農業・農村基本計画」において、これまでの政策のあり方を大胆に見直し、消費者の視点に立った政策推進を基本に、農業者を一律に支援するこれまでの政策を

見直し、やる気と能力のある経営を後押しすることにより、農業における構造改革を進めることが明確にされました。ここで言う「やる気と能力のある経営」という部分でございますが、農業経営基盤強化法に基づく「市町村で認定を受けた認定農業者等」となっておりまして、みずからの経営の改善に意欲的な経営体、あるいは地域全体で農業経営を改善しようとする組織経営体など、農業経営発展に意欲的に取り組む農業経営体に対して重点的に農業施策を講じられるようになり、認定農業者1経営体でも補助事業などを受けられる事業がふえてきているのが現状でございます。

当町においても、つい先般、新たに3名の方の申請がございました。当町といたしましても新たな認定農業者数の増加を図りながら、認定農業者から法人化へ向けて、関係機関と協力してまず支援をしてまいりたいと思っております。

なお、現在の当町の認定農業者数でございますが、231経営体で、農業生産法人は6法人となっております。

いずれにしても議員も先ほどおっしゃってございましたさまざまな情報、こういうことについては我々もしっかりと情報を提供していき、それぞれの経営体の方々が自分のできる、または受けられる事業、どの程度までだったら自分の中でできるのかどうか、それをまた選択できるような形、これは我々行政としてしっかりと情報を発信していかなければならないと、こう思っております。午前中の質問の中とも関連する部分がありますが、非常に国は先ほど申し上げましたように、元気でやる気のあるいわゆる認定農業者をふやして、その経営者たちが安定した規模拡大を図っていけるようにしていくという国の方針なわけでございます。ただ、我々の地域というのは小規模農家も大変多い地域でございます。非常に悩むところございまして、規模の拡大も進めてほしい、また小規模の農家を見捨てるのかという部分にもなるわけで、決してそうってはいけないということ。この両面を考えながら我々は取り組んでいかなければならない。そして大事なのは、やはり今非常に休耕地、荒廃地等がある中で、まず、農地としていかに活用していけるか。これがひいては食糧自給率の向上にもつながっていくわけでございますし、本当に厳しい農業状況の中で、1経営体で取り組んでいく方もあるでしょうし、ある農業法人化して規模拡大を図っていこうとする方もあると思います。私は将来的にはこの農業法人化というのも現在よりはさらに進んでいく可能性があるのではないのかなという感じも受けております。午前中の立花議員のご質問の中に企業参入という部分もありますが、決して農業者から農地を奪い取るそういうものではないとこう思っております。気はしっかりと農地保全をしていくということが我々地域にとっても大事なことで、こう思っております。そのためには当然後継者の育成というの

が図られていかなければ、これもなかなか保持できるものでもございませんので、多角的に考えながら取り組んでいかなければならないと、こう思っております。

再質問等、詳細な部分についてはまた担当課長の方から答弁をさせたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 法人化ですとか、組織化というのがずっとここ1年ぐらい前から必要だなという意識では私はおったんですよ。それで、以前に補助金が見えなくなっちゃったという話しをした記憶があるんですが、それぞれの省庁のネットの中に掲載されて、なかなか本当に一生懸命に探さないと出てこないような状況があった記憶があります。それで、その状況から最近では実は県民局に行きましたら、「平成21年度農林水産関係補正予算案の概要PR版」というこういうコピーをいただきました。これをペラペラ見ていて、隠れたところにはないんだなと、しかるべき場所を探せば簡単に見つかるんだなという印象を持ったわけです。その内容を見ていますと、これらの多くの事業主体という部分がもちろん市町村の部分もあれば、以前のように農協だったり、そういうような予算措置もあります。ですが、圧倒的に多いのが農業法人であるとか、各種団体、曖昧な書き方をしているのはそれに準ずるものでもいいよという意味だと私は感じたんです。

それで、認定農業者という予算の枠もあるんですが、それよりもやはり生産法人ですとか、いわゆる法人という事業主体の項目が目立つんですね。それで、そういう現状を認識した上での質問でありました。それで、それだけにとどまらず、興味深いのは、たしか軽米町であったかと思うんですが、たしか去年だったと思います。新聞で読んだ記憶がありまして、それについて簡単に調べたことがあります。どういうことかということ、農機具のクボタさんが出資して60何町歩か70町歩ぐらいですか、そこのところをたしか牧草地化して、民間の農機具屋さんが、資金提供し、地主の方等を契約のもとに売り先まで世話してという、そういう事業が立ち上がった新聞の記事を読んだ記憶がありました。そういうあれがあったものですから、クボタさんだけではないんです。オオシマ造船さんだとか、こういった事業に乗り出している民間の業者というのは多々あるかと思うんですが、そういった関係者の方に連絡をとって、大ざっぱな話を聞いてみますと、どうしても農業生産法人は必要だよなという、やはり個人対企業という取引は難しいから、そうすると何かしら法人格が欲しいと。そういう農業を取り巻く環境変化に対応していく必要があるんですよという、内容のお答えでした。

ですから、かと言って、それでは南部町の農家の方々個々にじゃあそういう規模の事業をいきなり持ちかけられて対応できるのかと言ったら、それは無理だと思うんですね。ただ、何年か事業主体の条件の中に例えば将来5年後をめどに農業生産法人化を目指すこととか、そういった条件付きの事業もあったりするんですよ。ですから、それぐらいの時間のスパンの中で、個々のいわゆる町長言うところのやる気のある農家の方に情報提供をして、そして近い将来の自分の身の振り方の選択肢をふやしてあげることは町の役割としては意味のないことではないと、私は考えたんです。

例えば、そういう企業対法人という取引になりますと、今までの例えば南部市場との取引がどうのこうの、そういったことは飛び越えてしまうわけですね。そういったさまざまな波及の影響というのが出てくるはずなんです。その100%がそういった企業的な経営に移行できるわけではないと思うので、そうじゃない人たちの救済と言ったらちょっと失礼ですね。その人たちのためにやはり市場ですとか、そういったものは確保していかななくてはならないと思うんですが、ちょっととりとめもなくなっちゃいましたね。前提として聞いてください。

こういう予算があるらしいんですけれども、農林課に行ったのか、どの課に行ったのかわかりませんが、「それは県に行って直接聞いてください」とか、そういった対応されましたという話しもされるんですが、それでは、町の方ではどの程度にこういった国からの予算の概要を把握して、理解して、どのような形で情報提供を現在行っているか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 情報提供につきましては、県と協議いたしまして、さまざまな情報をいただいて、それを提供しているわけでございます。今現在、法人化に向けての対応ということで、先ほど町長からも答弁ございました。今認定農業者制度というのがございます。町ではこの認定農業者、これは認定計画書を作成して、5年後の自分の目標をしっかりと定めた形で経営を行っていくという申請書でございますけれども、そういった中で例えば経理だとか、それから将来の生産目標ですとか、所得の目標を定めているものでございますので、認定農業者の経営体がしっかりした形で将来が見えてくるといことになりますと、法人化に向けた対応もできるのではないかなということで、町では認定農業者をふやして、そして認定の申請を受付する際に、認定農業者と直接お会いして、協議してございますので、その中で将来的な認定農業者を超えた

法人化を目指す、そういった形でも情報を流しております。

それから、さまざま補助事業がございますけれども、これまでは普通の農家ですと3人が一つの経営体になって補助申請をするということでございますけれども、今さまざま補助制度も変更になってございます。認定農業者1個人でも補助事業ができるといった事業もございます。また、国直接補助という形で今どんどん入ってきております。町で実施している皆さんから要望をいただいている補助事業につきまして、例えば防霜ファンとかそういった改植もございますし、そういった事業は直接国の補助で国の方に申請する形となっておりますけれども、これについては町で受付しまして、県を通して国に申請して、個人に直接補助が来ると。そういった事業もございますし、また、リース事業につきましては、農業用リースを国の補助といいますか、直接来るものですから、機械屋さんに情報が入ってくると。そちらの方から情報を得ている部分もあります。機械屋さんと契約して、本人と機械屋さんの契約になりますけれども、リース事業を実施して、その半分以上が直接本人に補助金みたいな形でリース料を補助すると、そういった事業もございます。町を通らない場合がございますので、そういった事業についてはさまざま機械屋さんからの情報をいただいて、農家からどういう補助があるのかと問い合わせがあった場合には、そういった形で関係機関、あとあるいは農協とか、そういった機関から問い合わせをして、今農家の方々に情報を流しているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 確かに機械屋さんが絡むようなそういうビジネスモデルになっているんですね、多分。ですけど、どうなんでしょうか、機械屋さんから情報をいただきまして、それを農家の方という、何か非常に頼りないようなあれなんですけど、もっとこういうふうなしかるべきところには情報が提供されているわけですね。行って調べてという、何か感じるのはよく知っている農家の方はよく知っているんですね。ああいった事業もあるし、こういった事業もあるし。それから、知らない人は「ああいうのもあるのよ」というお話しをすれば、「いや、知らなかったよ」「知らないよそんな」という、何かそういう受け答えが返ってきたりもします。

それで、せめて情報ぐらいは公平に行き渡るようなことを考えてもいいような気がするんです。ただ、お金は公平にということはないと思うんですが、ですから、そのためにはやはり担当課の今までの業務の形態をそういうふうな全体に知らしめるようなどういう形という具体的なあれ

ではないんですけれども、そういうシフトさせていく必要が今現在の環境の変化としてあるんじゃないのかなという気がするんです。それで、知らなかった人がじゃあ悪いのかというと、何かそれで片づけてしまうのもかわいそうな感じがする。

それで、やはり法人化ということになると、単独でという個人1人でというわけにはまいらないわけで、例えば農業生産法人であれば、株式会社、社長がいて、専務がいてとか、そういう組織が必要になりますように、だれがどうあれして、だれがどういう責任を負うのかというのは、その人たちの問題だとは思いますが、最初の方に申しましたが、じゃあとにかく法人化しなさい法人化しなさいということがいいとも思わないんです。ただ、やはりこういうニーズがあって、こういうあれがあってという、やはりそのところをニーズの持っている情報の提供のやり取りの結果として、法人化というのを急ぐ必要はあると思うんです。

ですから、そのきっかけをどうつくるか、そういうきっかけをどういうふうにつくるか、そのきっかけをどういうふうに捻出していくかというのが、こういう助成金のもらい方になった今現在は、やはりそういう役割が町には必要なんじゃないのかと思うんですよ。きのうの中村善一議員の質問も、沼畑議員の質問も、先ほどの根市議員の質問にしても、結局農業所得が低くて困ったよということだと私は考えているんですが、感じているんですが、農業所得が低くて大変だよということは今始まったことではないんですよ。

実は、きのう本棚の整理をしていましたら、平成3年の名川町のときの農業委員会が実施した後継者対策実態調査まとめという、こういう古い資料が出てきたんですが、あれあれと思ってペラペラ見ていましたら、やはりそういう農家の嫁不足というのは何なんだという、その一つの大きな理由というのが、収入が安定しないよと。農家だけじゃ食っていけないわという、そういうアンケートの最後にそういう記述をした文章も載っています。平成3年ですから、あらかた20年以上前からそういう実態はあるわけですし、それは今さら言うまでもなくて、もう最低でも20年前には問題として意識の中にあったというわけなんですよ。ただ、ここ今に至って、その困窮の状態が極まったのかなという感も否めません。

例えば、法人化しなくても、これに載っているんですが、後継者としての息子さんにそれなりの給料みたいな形で払ったらどうだろうという、そういう話もあったんですね、確かに。ところがどっこい毎月10万円の給料を払ってあげるほど余裕ないんだよなというふうなこともあるんですよ。後継者がどういうことなんだろうというその20年前に。だったら今もそうなのかなという、さまざまな想像したりするんですよ。病院ではないんですけれども、余力のあるうちに何か手を打っておく必要があるんだろうという。ですけれども、今の状況で今の農政の国から県、町

という農政の流れの中で、じゃあどのようにその改善していくんだらうかというと、私言っている本人もどういう手を打ったらいいかわかりません。わかっている人あったら教えてもらいたいと思うんですが、結局はそういった法人化を急ぐことだとか、組織化を急ぐことだとか、集団営農という形態が何年か前に示されましたけれども、集団営農自体が地域に受け入れられていないですよ、そういう作業形態が。一体それはどういうことなんだらうと考えるんですよ。確かに昔はそうだったのかも知れませんが、一度崩壊したそういう助け合いのような姿勢が一たん崩れるとなかなか二度ともとは戻らないだらうという、それが世の中の常のような気もするんですが、集団営農であっても、生産法人であっても、個人でやれない分を何かしらの団体で農作業をするという形態は変わらないんだと思うんですよ。そういう意味からして、やはりこれは特別な何か意思を持って、今の助成制度に対応する町内の体制を組むべき時期が来たんだと私は強く感じるんですね。

私の所感ばかり述べて、申しわけないんですが、本当にじゃあ何が残っているんだらうと、じゃあ大企業が参入してきたら農地が産廃の投棄場になってとかという、そういったことも考慮に入れる必要もあるかと思うんですが、それは結局どういう契約を結ぶかとか、どういう関係を築くかとか、どういう協定を結ぶかということにかかっている。そのところで食いとめられるようなことだと私は考えるんですよ。

ですから、町長の答弁、中村善一議員ですとか、農業関連の質問をなさった議員に対しての答弁ではお金は余らないんだよと。農業だけに金かけるわけにはいかないんだよと。確かにそうなんです、農業者以外にも住民の方はいらっしゃるわけで、そうなんであれば、やはりどうやってお金を獲得するかという、そのスキルの問題におさまるかと思うんです。

再生産不可能な。

○議長（小笠原義弘君） 川守田議員、まとめて質問を。

○13番（川守田稔君） 前提を今話ししているので、よろしくお願いします。

再生産が可能な農業収入という言い方を中村議員がおっしゃいました。確かにそうなんです。ですけども、飯食っていけない職業につく人はだれも多分いないんだと思うんです。ですけども、跡継ぎだとか、そういったしがらみを背負って、農家を継ぐべくして継いでいる人たちのその生活というのを慮らなくてはならないと思いますが、今まで申したことを踏まえて、今後の取り組みの決意などを話していただければうれしく思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろご指摘をいただきました。参考にしながら我々も農家の方々のために取り組みをしてまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は今回大きく3点の質問をさせていただきます。

質問に先だって、きょうはここに集まっている理事者の皆さん、そして議員の皆さんに、議会のあり方で少し改善してほしいことがありますから、少しの時間耳を貸してほしいと思います。

それは、合併して3年6カ月が過ぎようとしているわけですが、ここに集まっている皆さんは、定例議会の一般質問についてどのような認識を持ってこの場に臨んでいるのでしょうか。私は地方自治において最も大事な住民生活の方向を決めていく議論の場であり、聞く方も答える側も真剣に調査、検討して、10年、あるいは20年後に記録として方向性を残す重要な場だと思っております。

したがって、質問する議員も答弁する理事者の皆さんも子供や孫に先々に見られるという気持ちで真剣な回答をするように、また、どのような理事者の答弁を期待しての質問なのかを十分に考えてお答えをするようにお願いしたいと思います。

それでは、1点目の質問に入ります。

全国学力テスト、あるいは体力テストの結果と南部町の目指す方向についてという観点から南部町の児童生徒の評点はどうだったのか、結果と今後の対策はどのように考えているのか。おおむね都道府県別の順位を見ますと、秋田、福井、新潟県などが上位を占め、我が青森県もかなりよい方に位置しているとは思っております。

また、結果から見えてくることは、3世代以上同居世帯の多い県が上位を占めているようです。つまり、朝食を毎日きちんと食べて、家族と一緒に生活をともにしている世帯の子供はよくて、家族がばらばらの生活をしてテレビゲームなどを長くしている子供ほど体力も学力もよくないという結果ではないかと推測されます。

このことから、学校、地域、家庭で取り組むべき課題はどういう点なのか。考えを示していただきたいと思います。

そのようなことを前提に考えてみますと、まだこの南部町では町民憲章を制定していませんでしたが、そろそろ制定を考えてはいかがでしょうか。

次に、後ほど類似したテーマで質問が重複するかも知れませんが、現在は戦後の物が不足していた時代に比較して、心の豊かさといえますか、不平、不満があれば自分の責任ではなく他人の責任になすりつけたり、権利は主張するけれども義務は果たさないような、自分さえよければというような風潮がだんだん強くなってきているように思います。物や金が不足しても家族、地域、この町が助け合い、お互いを気遣うような方向を定めて行動を起こす必要があるのではないのでしょうか。そういう観点から具体的に行政として考えていることはないのでしょうか。

現在の小学校の教育プログラムを進めていく上で、大きく現在二つ議論があるように私は思っています。

一つは、小学生の早いうちから外国語の教育を始めるべきという考えと、それ以前に日本語をもっと基本から教えるべきという考えがあるように思います。この南部町の教育委員会ではどちらを重視しながら進めようとしているのか考えを示していただきたいと思います。

2点目として、町内の公共施設の改築とか、耐震化などの現状とメンテナンスの今後のあり方について伺います。これからは、新たに建物を建てかえするとか、そういうことよりも少ない費用でリフォームを適切に行うことが肝要だと思います。そのためには、定期的に建物をチェックして計画的なメンテナンスや時代に合ったバリアフリー化などの利用しやすい対策が重要なことだと思いますが、現在はどのような基準で対応しているのでしょうか。

また、今後改めるとすれば、その方向はどのような方向なのか示していただきたいと思います。

また、先般作成しました道路整備計画と同様に建物の修繕計画についても計画の優先度や必要性などを数値化したマニュアルを作成してはいかがなものでしょうか。

また、現在でも利用度の低い施設や不要になった土地、建物の活用方法を地域住民の方や適切なアドバイスをできる方々から提案してもらったり、アイディアを出してもらったりして、有効な活用方法を考えてはいかがでしょうか。

3点目として、非常に観念的な問題ですが、現在の不況と不透明な将来を乗り切るためには、江戸時代の暮らし方から町政に生かすことはないかという観点で質問します。

1点目として、最近のこの町、あるいは県内の自殺者の動向はどのようなものなのでしょうか。

2点目として、金や物がなくても豊かな人間関係を保って、心豊かな暮らしができたと言われ

る江戸時代の長屋の暮らしから、この町政に生かせる方法はいろいろあると思いますが、そのような視点で取り入れるべき行政手法はどんなことが考えられるでしょうか。

最後に、この町に暮らしてよかったと思われる住民の満足度を向上させるような精神面の助け合いの気持ちを増進させる運動を立ち上げたいかなものでしょうか。

以上で拙い質問を終わります。よろしく答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず全国学力テスト、体力テスト等の結果を踏まえての件でございますが、ここにつきましては教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。

私は町民憲章の制定についてでございますが、本年1月に本町の花、木、鳥を制定したところでございます。担当課の方には、花、木、鳥が制定されたと同時に、今年度に町民憲章の制定にとりかかるように指示をしているところでございます。この花、木、鳥の制定時と同時にまず町民による制定委員会を立ち上げて、この制定委員会の意見を取り入れながら、制定に向かっていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

大きな項目の町内公共施設の改築、耐震化等の現状、メンテナンス等のあり方についてでございますけれども、まず、リフォーム、メンテナンス、バリアフリー化等の対策についてのご質問ですが、現在の耐震基準は昭和56年6月1日を境にそれより前のもの旧耐震基準建物、それ以後のものを新耐震基準建物と表現されております。新耐震設計基準により建物は阪神淡路大震災においても被害が少なかったことから、耐震基準はおおむね妥当であると考えられております。うち、当町には公的建物が全部で348件、そのうち昭和56年以前の旧耐震基準建物は189件となっております。このうち、公営住宅につきましては、福地地区におきましては昭和57年以降に建設されていることから、建てかえが必要な団地はございませんが、名川地区では広場、高屋敷、五日市団地の41棟が旧耐震でございます。そして、南部地区でございますが、佐野平、沖田面第1、第2、相内、湧口団地の105棟が該当している状況でありますので、「南部町住生活基本計画」に基づいて町営住宅の建てかえを順次行っていくこととしてございます。

なお、学校等の文教施設でございますが、昭和56年以前の建築で耐震診断を実施する必要がある学校施設は、福田小学校、剣吉小学校、向小学校、南部小学校、福地中学校、南部幼稚園の5

校1園の6施設となっております。この施設につきましては、平成18年度に耐震化優先度調査を行い、この結果に基づき計画的に耐震診断を実施し、その結果を受けて補強設計、補強工事を実施していく計画になっておりますので、順次進めてまいりたいと思っております。

なお、病院、庁舎等でございますが、名川病院、名川分庁舎が56年以前の建物であり、いずれも老朽化しており、建てかえを含め、大規模改修などの安全面に考慮した対策を講じてまいらなければならないかなと考えております。

なお、近年建設している建物につきましては、車いすの方が利用しやすいように入り口における段差のないバリアフリー化や障害者用のトイレを設置しております。

今後とも新築、改築の際にはバリアフリー化など、人や環境にも優しい施設の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、優先度、必要性を数値化した計画の策定についてでございます。町では、公共施設の新築、改築基準は計画的にかつ緊急性、優先度を重視して、あわせて当然財政状況を考慮して、コスト縮減に努めながら、効率的な事業の推進を図っております。これまでの増改築につきましては、その施設の耐震、耐用年数、建設後の経過年数、老朽化の状況等を確認しながら、改修や改築を行っているところですが、その度合いを具体的に数値化することが可能かどうか、今後検討してまいりたいと思います。当然、専門家の方々のご意見が大変重要になってくると思いますので、検討させていただきながら、まず、台帳整理というものは現在も行っておりますが、さらにきちんとした台帳管理ということも大変重要なことと思っております。

参考的に、病院、保健センター、保育所、幼稚園、学校等につきましては、建築基準法の規定によって、3年ごとに専門の建築士が診断した調査結果を県に報告しているところでございます。

次に、有効活用のための住民のアイデア募集についてというご質問でございますが、総体的な考え方として、遊休資産の活用につきましては、町の行政改革大綱や財政健全化計画等で投資、経費の抑制と財源の確保に努めることを目標に、資産の有効活用を図るため、遊休資産の活用と処分方策について検討するとしております。また、将来にわたり利用形態のないものについては、計画的な処分を検討しますというふうになってございます。

国や県からの補助金で取得した施設等につきましては、利用や処分に一定の制限がございますが、施設等の特性を考慮の上、町の各種事業を初め、地域で有効に活用できるものにつきましては、その利用を促進するとともに、維持管理経費の節減を図ることとし、貸付、または売却が可能なものにつきましては、それによって税以外の収入を確保し、町民サービスの向上に役

立てることを基本に考えてまいりたいと思います。

遊休資産の利活用でございますが、日ごろからできる限り地域のあらゆる会合等でも意見を拝聴しながら、住民の皆さんからいろいろなご意見、ご提案をいただいておりますので、今後もこの姿勢を継続して取り組んでまいりたいと思います。

町民の皆さんからのアイディアの募集でございますが、町民共有の財産である遊休資産の適正な管理と、また公平、公正な透明性のある利活用のため、検討してまいりたいと考えております。提案の内容によっては、当然財政負担が伴うものも出てくるわけでございますので、アイディアの採用については慎重に対応していく必要があるのかなど、こう考えてございます。

次に、大きな質問の第3でございます。その中で、最近の自殺者の動向についてご説明を申し上げたいと思いますが、以前は国や県に比べて二、三倍も高い自殺率でございました。特に高齢者の自殺率が高かったために、平成11年度から13年度まで厚生省厚生科学研究班の協力をいただいて、旧名川町で「心の健康づくり事業」を実施し、その3年間は減少をいたしました。

合併後の自殺者数でございますが、平成18年は11名、19年は9名、20年は16名と、2年横ばいから増加になってございます。高齢者の自殺者数でございますが、平成18年には4名、19年は3名、20年が5名と、高齢者の自殺者数が3割弱となってございます。65歳未満は増加傾向にあり、中でも40歳から50歳代の男性が平成20年は16名中8名と増加してございます。昨年からの傾向は全国的も大体同じ数値になってございます。

そこで、町の自殺予防対策としまして、精神科医による「こころの健康相談」を年6回継続実施してございます。そのほかに、平成18年、19年度に日本大学坂本教授の研究事業と共同で作成しました自殺予防健康ビデオと相談窓口一覧等を掲載したチラシを平成20年度に全世帯回覧をいたしております。

しかしながら、最近の経済不況の影響もあり、自殺者数が増加傾向にあり、今年度は青森県立保健大学の大山教授の協力のもと、過去の統計データ等を検討し、重点地区にうつ状態を推定する簡易質問紙を配布して、自分の「こころ」の調子について自己記入してもらう「こころの調査」を実施し、その後スクリーニングにより個別に対応していく予定であります。

県内の他市町村でもこの施策を実施することにより、介入した地区の自殺予防に5年間は効果があると報告されております。さらに、日本大学の協力をいただいて、「こころの健康に関する意識調査」を町全体から無作為抽出し、アンケート調査を実施して、今後の対策に活用していく予定でございます。

参考的に心豊かな暮らしを支える支援ということで、高齢者地域支援体制整備・評価事業で町

が社会福祉協議会に委託し、法律専門家による無料法律相談として年3回を実施しております。高齢者にこだわらず、平成20年度の利用者は9名で、その約半数が金銭問題の相談となっております。高齢者、障害者について災害時に備え、普段から状況を把握し、必要な体制がとれるようにしてございます。また、社会福祉協議会によるほのぼのの交流委員を配置し、保健師等18名で南部町を地区担当割りし、民生委員・児童委員の方とのネットワーク構築による「安心・安全のまちづくり」に努めているところでございます。

なお、ひとり暮らし世帯については、全戸訪問し、状況把握を行い、災害時等の支援要請者登録作業を5月末までに終えて名簿を整理してございますので、いざというときに役立ててまいりたいと、そういう考えで作成をいたしました。

次に、江戸時代の暮らしから取り入れることができる行政手法についてでございますが、「南部町総合振興計画の重点プロジェクト」に掲げております「協働」という見地からお答えをさせていただきます。

江戸時代の向こう三軒両隣の長屋文化で暮らしていた人々は、近所づきあいが深く助け合いの精神が強く、地域コミュニティが形成されていたものと、またそういう時代であったと思います。それが歳月を経て、近年では核家族の進行によって、地域における人々のつながりの希薄化やさらに少子高齢化に伴い、ひとり暮らしのお年寄りの増加、また個人情報の保護などにより、地域によってはコミュニティが弱体化しているのが現状でございます。今後はコミュニティ形成の世話役となる地域リーダーの育成など、「南部町総合振興計画」の重点プロジェクトの一つに掲げた協働・参画プロジェクトに基づいた施策を展開しながら、隣近所とのつながりの強化など、地域コミュニティの充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、住民の満足度、また助け合い運動についてのご質問でございますが、町では協働のまちづくりを推進するため、「南部町笑顔あふれるまちづくり支援事業助成金」を創設して、町内会や各団体などがみずから地域の問題を考え、問題解決や改善に取り組むための地域づくりの支援体制を整備しております。事業開始から2カ年が経過し、延べ8団体による住民主導のまちづくり事業が実施されており、本年度は8団体から申請が出されております。

今後も支援体制の充実を図りながら、地域住民が協力して助け合いの心を持って、地域づくりができるように協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、全国学力テストの町内児童生徒の結果と今後の対策についてのご質問ですが、議員ご質問の全国学力テストは、小学校は6年生児童が国語と算数、中学校においては3年生が国語と数学の知識の部分Aといいます。活用の部分Bといいます。この2分野で実施されました。A・Bの合計点で比較しますと、小学校は400点中全国平均が239.7点に対し、県は全国平均を上回る256.8点の全国第3位であります。南部町は県平均とほぼ同じ256.2点となっております。中学校においては、400点中全国平均246.7点に対し、県はそれを上回る252.2点の全国で第12位であり、南部町はその県平均をさらに上回る255.6点となっているところでございます。

この結果をもとに、今後の対策といたしましては、教師の情熱の喚起と指導力の向上を図り、全国学力テストの結果をさらに分析、活用し、わかる授業の実践、子供の学習意欲を育て、継続的な家庭学習を児童生徒一人一人に実践させる指導をすることにより、学力向上に努めていただくよう各学校長にお願いしているところでもあります。

次に、秋田県、福井県が1位、2位になったことについてのご質問であります。全国学力テストにおいては、第1位が秋田県、第2位が福井県でありましたが、秋田県の学力向上施策についてみますと、大きな特徴は、算数・数学で県独自に行う定着テストを実施しているということです。テストの結果から教師間の指導力の差をなくすとともに、落ちこぼれを防ぐ方策として発案されたということでもあります。

また、丁寧な授業を支えるために、少人数学級、これは30人学級であります。を導入し、きめ細やかに指導するとともに、各校とも朝の読書の時間を設けるなどしており、読書で養われた読解力が他の教科を理解するベースにもなっているということでもあります。さらには、「教育専門監」制度を設け、教科指導に優れた教師を認定し、現場に派遣して指導方法を伝授しているとのことでもあります。

ちなみに、福井県のことを申し上げますと、一つは、家庭、地域住民の教育に対する意識が高い。二つ目には、自学自習の習慣づけと宿題重視の指導をしている。第3点には、わからなかった子供のために放課後の補修をしているということ。4点目には、一部教科でT・Tによる指導をしている。等々が挙げられております。

本県においても平成15年度より学習状況調査を実施しており、少人数学級においても全校ではありませんが、活用されております。朝の読書につきましては、各学校で実施されております。また、町独自でこちらの相談員、スクールサポーターを各学校に配置していただいていることは

ご承知のとおりであります。さらに、中学校では弱い教科においてはT・T方式により授業を実践している状況もあります。このように、町からの援助をいただき、学校としても努力していることは事実であり、全国学力テストにおいてはよい成績だと思っておりますが、少し差が出ていることは大変遺憾に思っているところでもあります。今後も学力向上のあり方の研究、諸テストの分析をしながら、学力向上のために、きめ細やかな学習指導を進め、つまづきを解消し、学力向上に努めてまいります。と同時に、秋田県、福井県の施策を大いに取り入れられるところを取り入れてまいりたいとも考えております。

次に、全国体力調査の結果からですが、1位には福井県、2位は秋田県など、全国学力テストでも上位の県が並んでおります。ちなみに、青森県の順位を申し上げますと、小学校5学年の男児は26番目、女子は16番目となっております。また、中学校2学年の男子は25番目ですが、女子は36番目と全国ではやや低い順位となっておるのが現状であります。

小学校男女とも第1位になりました福井県は好成績の理由として小学校4年生から高等学校3年まで、体力テストを実施し、体力向上に努めているということでもあります。

体力のある子供は、学習意欲や学習時間が長いという調査の結果があり、学力向上に結びついている現実があります。本町の小中学校とも部活動は盛んに実践されており、好成績を残していることはご承知のとおりであります。

そこで、今後部活動を積極的に行う児童生徒をふやし、運動への挑戦意欲の喚起に結びつけ、体力向上と学力向上につなげてまいりたいとも考えておるところであります。

次に、学校、地域、家庭が取り組むべき課題についてご質問についてお答えを申し上げます。児童生徒が健全に育ち、学力向上につなげるためには、学校・地域・家庭が果たす役割が重要であるとされております。その役割を確認いたしますと、学校は社会で求められる知識・技能・人間関係等を習得する場であるとしており、学力をしっかりとつけること、互いに切磋琢磨する場にすることが大切だと思っております。

地域は、人間関係や生活社会での習慣や規則を学ぶ場であるとしており、規範意識の高揚や人とのつながりを学ばせてほしいということを願っております。

家庭については、子供の基本的な生活習慣等を身につけて、家族愛の中で、心の居場所を見出す場であるとしており、子供の教育は家庭が出発点とまで言われております。心の居場所のある家庭を築いて子供が安心して住めるように家庭づくりをしてほしいものだと思っております。

以上のように、それぞれの役割を持つものであるとしておりますが、今述べた役割を機能させるためには、まず三者がそれぞれの責任を果たすことが最も重要であると考えております。三者

の連携、充実を図り、子供の健全育成と学力向上を連動させることが昨今最も重要な課題だとも思っております。

学校では広報活動、家庭訪問を実践し、保護者との連携を図っております。また、学校評価の結果を公表して、学校教育方針や子供の実態を理解していただき、信頼関係づくりにも努めているところであります。

今後も日ごろから学校、地域、家庭との相互理解を深める工夫に努め、協同して取り組みながら、地域社会及び関係機関との連携を図り、相互の協力関係を一層密にしていきたいと考えております。私は特に学校に対しては開かれた学校づくりをしていただくよう提言しているところであります。

次に、心の豊かさの重要性についてお答え申し上げます。今後の教育は、「生きる力の育成」を図りながら、知識を身につけさせることを重視することと提言されております。生きる力の核となる豊かな人間性については、次の6項目を示しております。これは平成10年中央教育審議会の答申であります。第1点、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性。第2点、正義感や公正さを重んじる心。第3点、生命を大切にし、人間を尊重する心などの基本的な倫理観。第4点、他人を思いやる心や社会貢献の精神。第5点、自立心、自己抑制力、責任感。第6点、他者との共生や異質なものの寛容など感性及び道徳的価値観を大切にする心であると示しております。

心を育てることは大変重要なことであり、南部町教育委員会としても子供たちがみずから学ぶ意思や意欲を持ち、未来への夢や目標を抱き、みずからを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育てていきたいと考えているところであります。

心の豊かさについて具体的に考えていることはとのことではありますが、南部町では独自に町長が配慮している「特色ある学校経営事業」、またクラブ活動推進事業の充実により、地域の豊かな自然環境の中で心を育て、地域の人材活用によって、郷土芸能等で郷土を愛する心を育てたいと思っております。特色ある学校づくり、クラブ活動、部活動の援助は教師の意欲や子供の学力向上や心を育てることに大きな役割を果たしているものと私は信じております。これをさらに充実するとともに、もちろん教育活動全般において心を育てることを重要視してまいりたいと考えております。

次に、小学校から外国語の教育を早目に始めるべきか、日本語をもっと基本から教えるべきかとの議論があることについてのご質問ですが、最初に小学校から外国語教育についてであります。平成23年度からは全面実施となる新指導要領では、外国語、つまり英語は5年生、6

年生が週1時間の必修として取り扱うことになっております。南部町では、時間はまちまちであります。1年生、2年生、3年生、4年生までに少しずつ英語教育を取り入れられている現状になってきております。このことによって、外国語の指導も充実していくものと思っております。

次に、日本語をもっと基本から教えるべきとのことについてであります。議員のおっしゃるとおり私も大賛成であります。日本語は大事にしたいと考えております。平成23年度からは国語の時間は小学校1、2年生がこれまでの8時間から9時間になります。国語を中心として全学年で記録、説明、批評、論述、討論などの指導を充実することを第一として各教科に取り組むことになっております。このことにより、日本語の基本教育が充実されていくものと思っております。今後一層国語も外国語とともに、指導要領に示された目標を達成することを第一に、指導を充実していくよう各学校に要望してまいりたいと思っております。なかなか難しいことではあると思いますが、この指導要領の目標がもし達成されたならば、さらに発展的な学習をさせていただくように求めてまいりたいとも考えております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） いろいろ丁寧なお答えをありがとうございました。

難しいことを聞くつもりはないんですが、要するに子供の体力とか学力というのは、やっぱり基本は家庭で親の生き方が一番肝心なのかなと思っています。ですから、健全な家庭に健全な精神の子供が育って健康になるんだなと。そういう視点からいきますと、私は子供であれ、大人であれ、質素儉約に今まで以上に努めながら、朝夜が明けたら目を覚ますと。暗くなったら早く寝ると。それで家族はなるべく朝飯も昼飯も晩飯も一緒に会話をしながら食うと。それがやはり人間の生活の基本かなと、そう思うんですね。ですから、これから町民憲章をつくるということですけれども、例えば、この日は夜明けとともに起きる日とか、この日は必ずみんな朝飯を家族で話しをしながら食いましょうとか、そういう基本的なことを運動を始めたなら今よりは幾らかはいい世の中が来るのではないかなというような気がするんですけども、いろいろなそういう議論を重ねながら、少なくとも日本の国というのはそんなにこの先ばら色にはならないような気がするんです。だから、お金がなくても、少ないお金でも心が豊かに暮らせる方法というのは、いろいろ昔の知恵をたどっていけばあるんじゃないかと。そういうことで、そういうみんなが今よりは不平とか、不満を言わないで、現状に満足する、そういう生き方をすることが地域社会もこの

町も今よりは暮らしやすくなる方法じゃないかなというような視点で質問をさせていただきました。町でもそういう方向でぜひ努めてほしいと。

したがって、家庭ではおやじが酒を飲んで博打ばかりやっていれば、いい子供は育たないと同じで、やはりここにいる町を代表する皆さんが、今よりもびちっと自分を律しながら、いい町をつくるように頑張ってもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月10日は議案熟考のため休会とし、6月11日は午前10時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時18分）

第23回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成21年6月11日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第13号 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 2 議案第62号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第63号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第64号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第65号 南部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第66号 工事請負契約の締結について（ふるさと運動公園整備土木工事）
- 第 7 議案第67号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 8 議案第68号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第69号 平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第70号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 請願第1号 りんごの価格安定対策を求める請願書
- 第 12 陳情第3号 協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第 13 陳情第4号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情
- 第 14 陳情第5号 乳幼児期のヒブワクチン接種助成に関する陳情
- 第 15 常任委員会報告
- 第 16 閉会中の継続調査の件
- 第 17 議員派遣の件
- 追加第1 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情書
- 追加第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 館 茂 好 君	農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不 二 彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 立 花 和 則

主

幹 板 垣 悦 子

主 事 秋 葉 真 悟

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第23回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時04分）

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第13号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 報告第13号、財団法人南部町健康増進公社の経営について。

報告理由であります。財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類をもって報告するものであります。お手元に配布しております資料をよろしくお願いいたします。

まず、最初に第17期事業報告書であります。2ページをお開きください。平成20年度事業報告、事業の実施状況であります。1の温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理状況について説明申し上げます。「バーデハウスふくち」は公益事業と収益事業を行っておりまして、公益事業といたしまして、（1）の水泳指導事業及び健康指導から次のページ3ページの（3）その他の公益事業まで各事業を実施しております。開催件数であります。合計で46件、回数985回、受講者及び利用者数は延べ2万1,709名となっております。

次に4ページをお願いいたします。（5）の町高齢者温泉利用事業の状況であります。利用者数は1万8,677名。内訳としまして、全館利用者は6,791名、温泉利用者は1万1,886名となっております。合計で、対前年度比1,431名の増となっております。

次に（９）の利用の状況であります。利用者数は22万3,477名。全館利用者数は8万4,101名、銭湯利用者数は13万5,930名、その他の入館者数これは会議とか宴会等が含まれております。3,446名となっております。これにつきましても対前年度比、逆に549名の減となっております。

（10）の収支の状況であります。収入は指定管理料含め1億5,922万4,638円、支出は1億4,912万262円となり、差引1,010万4,376円の黒字計上になっておりますが、これにつきましては12月以降に、A重油単価の当初見込みより値下がりによるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。2の交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理状況であります。利用者数は5,073名。内訳としまして、一般大人は2,108名、小人は322名、宿泊企画2,643名となっております。対前年度比199名の増となっております。この増となった理由としまして、国民体育大会及び全日本大学選手権アイスホッケー大会の会場として利用されたことによるものであります。下の（４）収支の状況であります。収入は2,850万8,796円、支出は3,537万5,602円、差引マイナス686万6,806円となっております。前年度に比べまして逆に140万5,476円ほどの赤字額減額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。3、「ふくち屋外プール」の管理状況であります。この事業は公社が受託事業として町の方から受けております。営業期間としまして、7月19日から8月31日まで43日間であります。（４）の利用者の状況であります。1,471名となっており、対前年度比258名の減となっております。利用料の状況であります。利用料収入として3万6,350円入っております。

次に（７）の収支の状況であります。管理委託料含め収入は377万3,350円、支出は335万8,155円となっており、差引41万5,195円の黒字となっております。

次に、7ページをお願いいたします。4の「ふくちアイスアリーナ」の管理状況であります。営業期間としまして、夏期は6月22日から8月17日までの55日間。冬期は10月11日から3月31日までの163日間営業しております。事業の実施状況であります。昨年度は受入れ事業としまして先ほど申し上げました第81回日本学生氷上競技選手権大会アイスホッケー競技、第64回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技を受け入れております。

次に、（３）の利用者の状況であります。利用者数は36,332名となっており、対前年度比2,042名の増となっております。これにおきましては、国民体育大会、全日本大学選手権等の事業を受け入れたことによるものであります。（５）の利用料収入の状況であります。利用料収入は1,824万4,050円となっております。内訳としまして、夏期は12万950円、冬期は1,812万3,100円となっております。

8 ページをお願いいたします。（７）収支の状況であります、収入につきましては、管理委託料を含め4,809万5,050円、支出は4,493万7,281円、差引315万7,769円となっております。

次に、9 ページをお願いいたします。平成20年度の収支決算の総括表であります、収入につきましては、バーデハウスふくち、アヴァンセふくち、ふくち屋外プール、ふくちアイスアリーナ合計 2 億3,960万1,834円。支出につきましては、同じく合計で申し上げさせていただきます。2 億3,279万1,300円となり、収支につきましては差引681万534円の黒字計上となっております。これにつきましては、平成21年度第18期に当期剰余金として繰越すものであります。

次に決算報告についてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。損益計算書であります、20年4月1日から21年3月31日までの計算書であります。1の事業収入であります、収入金としまして、公益事業1億2,062万8,155円、収益事業1億1,849万5,463円。2の売上原価の売上利益であります、同じく1億2,062万8,155円、収益事業は1億1,756万9,285円。3の事業関係費用であります、差引利益としまして、公益事業は1,690万1,295円、収益事業はマイナスの605万8,482円。4の事業外収益につきましては、公益事業は43万81円、収益事業は4万8,135円。5の事業外費用につきましては、収益事業としまして451万495円。計、当期事業収益は公益事業として1,733万1,376円、収益事業はマイナスの1,052万842円。次の当期利益の方を説明します。当期利益は同じく1,733万1,376円、収益事業はマイナスの1,052万842円。この差額が合計で681万534円となっております。次に、前期末繰越であります、公益事業としまして1,951万8,957円、収益事業がマイナスの7,333万5,805円。この合計でマイナスの5,381万6,848円となっております。次に最後ですけど、当期末繰越利益につきましては、公益事業は3,685万333円、収益事業はマイナスの8,385万6,647円となりまして、公益と収益の合計でマイナスの4,700万6,314円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。貸借対照表であります、資産の部の合計が3,650万6,235円、負債の部の合計が7,351万2,549円となりまして、正味財産の部につきましては、マイナスの3,700万6,314円。未処理分利益剰余金であります、先ほど申し上げましたとおりマイナスの4,700万6,314円となっております。その内訳としまして、繰越剰余金がマイナスの5,381万6,848円、当期剰余金が681万534円となりまして、剰余金がマイナスの4,700万6,314円となっております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、初めに、今まで一般会計からの繰入れを行うために臨時議会などを開いて可決され、それが使われたと思いますが、その効果はいかかなものだったのでしょうか。どういうところにその効果が現れてきているのでしょうか。

また、南部町健康増進公社の理事の方とも話し合いをもったわけではありますが、年1回でもそのような話し合いは計画されないのでしょうか。

まず、1点お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 一般会計からの繰入金につきましては、指定管理料という形でお願いしまして繰り入れしております。これは要するに施設の管理料でありますので、重油の単価の値上がり等を含めた不足分をお願いしたものであります。

効果につきましては、全体的に若干は減っておりますけれども、町民の方の利用者数も若干ながらふえておりますし、あとは健康指導・水泳指導等も行っております、その利用者もふえてきておりますので、若干であります、運営することによってそれらが町民に対してみえてきたものと思っております。

次に、理事会との話し合いについては、理事会は公社の方で要請しまして行っております。今、立花議員が言う理事会との話し合いというのは、議会との話し合いなのか、理事会だけの、その公社の理事会だけなのか、その辺ちょっとわかりませんので、もう一度お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 一般会計の繰入れを行う時に、公社の理事の皆さん、役員の皆さん方とテーブルを一つにして、議会との話し合いを進めたという経過があるのですが、そういう形ででもなければ生きた形でその公社の状況などを把握できないと思いますので、せめて年1回、どういう形と言ってもなんですが、そういう形、現場の様子がわかるような話し合いをもたれないものなのかなという提案であります。

次に、先ほど説明していただいた事業報告書の4ページ（6）町内巡回バス運行状況について、利用者数、AコースからDコースまで書かれているわけではありますが、ここに書かれてある利用

者数はどのように考えておられるのか。また、運行されておりますバーデハウス巡回バスコースのバス停や時間はどのようなところから引き出されて計画されておるのでしょうか。

今日は、質疑が3回ということですので、これをもとにちょっと聞いていただきたいことがありますので、述べさせていただきます。これはバーデハウスがいわゆる民間というわけではないのですが、民間の利益を生まなければならないといえますか、それなりの立場の建物であることは承知なのでありますが、先ほども言ったように、理由はどうあれ一般会計からの繰り入れも行われている施設であります。それをもとにバーデハウスの70歳以上の方は無料にできないものなのか。名川地区にあります老人福祉センターの入浴サービスは70歳以上の方は無料、65歳以上の方は100円となっております。これは、老人福祉センターとの組織の違いもあるのですが、ぜひ考慮していただきたいと思って提案しております。なぜこの話を申しますかと言いますと、森越地区から老人福祉センターへ入浴するため里バスを利用している方がおられますが、なかなか私も調べてみましたが、里バスの時間帯が合わないというか、森越の公民館、森越公民館前に止まる里バスがないため、歩いて剣吉まで来られるそうです。足や膝が不自由なため苦労して、特に冬期間、冬の間は大変な思いをして入浴に行っているそうです。それで、私はバーデハウスの方にも送迎バスや里バスも通っているのだからどうでしょうかと言いましたら、入浴料の420円が高いということでありました。100円で、70歳以上であれば無料で入れる場所もあるので、そこに行っているということでした。しかし、里バスは森越公民館前には止まらないために、そちらの里バスの運行時間も改善して欲しいという話なのでありますが、バーデハウスの送迎バスは、剣吉地区の場合は毎月第2、第4金曜日だけということになっておりますが、これはもう変更できないものなのかどうかと、70歳以上の方はせめて無料にできないものなのかどうか、この点をお聞きするものであります。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） まず最初に、バスの件なんですけど、これは前の議会にも要するに100円バスとの競合性の問題がありまして、両方にその経費を使っているということになると、逆に一本化できないものかと提案がありまして、それを含めて検討しております。ただ、バスも町からの指定管理料をもらっておる関係上、やはり独自の施策も必要であると、お客さんをふやさなきゃならないということもありますので、自社の営業努力も必要であるために、どうしてもお客さんを呼び込むためには、里バスと競合しないような状況の時間帯で、お客さんを呼び

込むというふうな営業努力等をしております。70歳以上の無料化であります、今でも高齢者の無料券で入っていただいております。そうすると公社も企業努力もせよと言われておりますので、そうするとそれ以上に町から負担をもらわなきゃならない。

今でも多大な負担を、無料入浴券等でいただいておりますので、それ以上の経費を町が出していただけるかどうかと。今でも、指定管理料を払ったほかに高齢者のための無料入浴券等もいただいておりますので、それ以上の経費の負担を町の方で払っていただけるかどうかという問題等もありますので、これは慎重に検討していかないと、ここでどうのこうのと私の方から答弁はできない状況であります。

バスの、森越地区に確かにバーデハウスのバスは行ってないので、それらを含めてこのバスの件につきましては、里バスと一緒に更なる検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 前向きに検討していただきますことをお願いしたいわけであります。

それでどうしても、一般会計からも繰り入れが公社に出ていることは、さまざまな意味でやはり誤解を生むことでありますし、ただそこは、ただの一般の入浴場という性格のものでもないと思いますので、福祉施設としてまた健康増進ということでも、なにかやはり無料パス券なりせめて70歳以上の方々への特権というようなことも取りつけられるべきではないでしょうか。

里バスの方は、今は違うのですが、ぜひ、森越公民館前にも1日1本でも良いということですので、桜町からはどちらにも行くバスがあるんですが、乗り継いでというか乗り換えて行かなければならないとかさまざまな不便があるということですので、せめて冬期間だけでも、里バスを森越公民館前に調整していただくように要望して終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） これは質問というよりもお願いの部分なんですけども、決算報告書なんですけども、前年度の収支もあわせて横の部分に載せていただいて、その増減した部分の理由、減額になった部分の理由なども書き添えてもらえれば、どこの部分で職員が頑張って経費を抑えているのか、どこの部分をこれから頑張って抑えていかなければならないのかというのが見えて

くと思うんですよ。そういうのを資料として載せていただきたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） そのように、次期からはそのような形で付け加えさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第13号を終わります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、議案第62号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第62号についてご説明いたします。

町営住宅施設の一部として管理しております、向山団地集会所につきまして、地域集会施設と位置づけた上で、指定管理者制度に移行できるよう条例の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。別表の改正です。剣吉山集会所の次に名称であります、向山団地集会所。そして位置は、南部町大字森越字衛門佐窪12番地4。これを加えるものであります。

附則、この条例は、平成21年7月1日から施行する。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 指定管理者制度というものについて、3月の定例会でも集会施設の指定管理者が議案に載りまして、可決されたわけですが、その際に指定管理者にすることのメリット、デメリットということで質問をさせていただいた記憶がございます。

その時に答弁として、何だ大した変わりはないというそういうお話しをいただいたのでありますが、南部町の集中改革プランという中に、民間委託等の推進という部分がありまして、基本的な考え方、行財政運営上の効率性、住民サービスの維持向上及び行政責任確保の観点から検討し、云々という項目があります。

メリットもない大した変更もないのに、指定管理者制度を導入することの意味というのをちょっとお聞かせしていただきたいと。

もう一つ、指定管理制度になった場合、町内会が請人となるわけですが、不測の事故、利用していた場合の事故、火災、その他いろいろな不測の事態があった場合の責任っていうのは、どういうふうに考えているのか。これは、前に消防の幹部会でちょっと話題にのったことがあるんですけども、防火責任者が消防団の分団長、その地区の分団長になっているわけですが、他県で集会所が火災になって、隣家に飛び火したと。その隣家の住民が、その防火責任者を訴えたということがあって、防火責任者が負けたという事例があるという、そういうこともお聞きしましたので、そこの責任の部分というのをお聞かせいただきたいなと思いますが。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、指定管理者制度でありますけども、このメリットであります。かかる費用につきましては、こちらの方で、費用分をそれまで町で負担していたものを指定管理者制度の部分で金額をお願いしているので、その部分については効果というのはないかもしれません。ただ、管理する部分について使用する行政員さんとか町内会長さんをお願いしているわけですが、これを全部町がやりますと、やはり町の方でもいろいろ事務手続き量的な部分について多く町の方にかかるわけですが、管理をしていただいている分、その地域の方々から協力してもらっているという部分では、大きな効果が出ると思っております。

それと、建物が町のものでありますから、最終的な責任は町にありますけども、今、議員さんがお話しされました防災、消防施設の管理につきましては、そういうことがあるというのでありますと、私たちも、もっと責任ある感じで勉強して、それを受けている団の方に責任がかからないように

していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） ありがとうございました。

なぜこういうことを質問したかということ、集中改革プランの推進率といいますか、達成率を発表するわけではありますが、それを向上させるために指定管理者制度、民間委託というものをやっているのであれば、ちょっとその部分は違うのかなってというような感じがしましたので、この質問をさせていただきました。

あと、指定管理者制度を町内会、行政員にお願いするにあたって、その不測の場合の責任の所在というところもしっかりと明記していただいて、不安のないようにやっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、議案第63号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） 議案第63号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、南部町農業委員会改革プランに基づき、農業委員の報酬額の見直し及び選挙による委員の定数の削減を行うため、条例の改正を行うものです。

5ページをお開きください。農業委員会では、平成20年3月に策定された南部町行政改革大綱に基づき、農業委員会事務事業について見直しを行いました。その結果、4項目について改革を行うこととし、5月21日に開催された、第42回南部町農業委員会総会において、全会一致で南部町農業委員会改革プランを決定しました。

その一つ目ですが、事務事業の再編整理、統合であります。青森県知事から南部町長に権限委譲された事務のうち、農業委員会に関する事務6件を農業委員会の事務とするものです。

二つ目は、選挙による委員の定数を削減するものです。現在の選挙による委員の定数は、22人ですが、経費節減のため20人に2人を削減するものです。

三つ目ですが、選挙区において選挙すべき委員定数を削減するものです。現在の選挙区の定数は、第1選挙区、合併前の福地村の区域8人、第2選挙区、合併前の名川町の区域9人、第3選挙区、合併前の南部町の区域5人ですが、第1選挙区、合併前の福地村の区域の8人を6人に2人削減するものです。各選挙区の定数算出の根拠は、平成21年1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に基づくものであります。

四つ目ですが、委員報酬の適正化であります。委員報酬の適正化のため年額報酬を廃止し、日額報酬とするものです。現在の委員の年額報酬は、会長、23万6,000円。会長職務代理、12万600円。委員、11万2,200円ですが、選挙管理委員会委員などと同額とするもので、会長は日額6,300円。委員は日額5,900円とするものです。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後最初に行われる農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用する。ただし、第1条の規定は、平成22年4月1日

から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） ただいまの説明とだぶるところがあるかもしれませんが、22人を20名に、そして、旧福地村の8名を2名減らして6名にという根拠と農業委員会の総会で全会一致で決まられたということでしたが、その前、農業委員会の方とどのような話し合いが持たれたのでしょうか。それとともに、委員長ほか、日額6,300円。委員、日額5,900円とした理由は、どういうことだったのでしょうか。質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） この農業委員会の改革プランについては、4月と5月の総会2回において審議いたしました。4月の総会では、意見集約ができなかったということで再度、5月の総会で審議をして決定いたしました。

それから、日額の報酬ですが、特別職の職員の非常勤の報酬が、教育委員、それから選挙管理委員会委員とか同じになってございます。したがって、農業委員会の委員もそれに同額とするということにしております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） なんか了えないようなんですけども、要するにこの2名減らすということは、県の方からの指導なのか、それとも自主的に農業委員会の方が「2名減らしましょう。」というふうに話されたのか、その経過をお聞きしたいと思いますし、旧福地だけがマイナス2になった根拠、その他の地域には手をつけられないということは、どういうことなのでしょうか。

それから、先ほど県の方から6つの仕事はどうのこうのとか言いましたが、それは何のことなのでしょうか。

それから、農業委員会とは主にどういう仕事をなさっておられ、年間のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。お聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） まず、改革プランですが、これは委員みずからが自発的に削減しようということになったものでございます。先ほど説明しました、南部町行政改革大綱があります。これに基づいて「行政改革をやろう。」ということから委員の削減が出たものです。2名というのは、農業委員の業務をしていくために必要最小限としての人数が20名ということにして、2名を削減するというふうにしたものでございます。

それから、福地地区の2名についてですが、先ほども説明しましたが、毎年1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を農業委員会に出していただいて、それに基づいての選挙が行われるということになります。その農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に基づいて20名を割り出していきます。そうすると前は、名川の9名はそのままです。福地が8名から6名になるというのは、農業委員の数が合併した時の人数が9、8、5だったんです。それが、福地の分の農業者数が減ったということから6名になったということです。それから、旧南部町はそのまま変わらないということです。したがって、福地が減ったために2名減ったと、こういうことでございます。

それから、年間の行事等については現在資料持ち合わせておりませんので、後で資料は提供したいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 3回目ですね。要するにこういう人数を減らして、農家の皆さん方がどのように考えられるかということなのですが、もう少し農業委員会という重みのある仕事についているのですので、ここで堂々とその内容とかスケジュールが言えるぐらいの姿勢があってもよかったのではないのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君）　ちょっとお聞きしたいのは、年俸制から日当制になるということです。そこでちょっと電卓をはじめてみたら、会長さんが23万6,000円の年俸ですか、これで6,300円で割ってみますと年間37日ぐらいですか、それで委員の方5,900円を年俸として11万2,200円をちょっと割ってみますと大体15,6日ですね。大体普通の委員の方で月、一日半ぐらいは職務に就くということなんですが、実態として、年俸制から日当制に切り替えることによってこういった変化が生じてくるのか、説明していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君）　会長の年間の会議等への出席の日数ですが、会長は年間50日ぐらいです。したがって、50日ですから改正される日額6,300円を掛けますと、31万5,000円になります。逆に23万6,000円の年額から31万5,000円で7万9,000円増えます。委員は、会議、総会、それから大会、研修会等で年間20日です。5,900円ですので20日を掛けますと11万8,000円になります。今の委員の年額の報酬の額とほとんど同じぐらいなんです。ただ、財政効果のところではありますが、委員は2名減るということで22万4,000円減ります。それから、会長は7万9,000円増えることになるのですが、委員の方々が100%出席ということはなかなか無理です。冠婚葬祭があったりとか、病気等があったりでやはりどうしても出席日数が落ちるということです。それらを合わせますとおよそ年額で58万ぐらい今の報酬額に削減することができます。こういうことでございます。

○議長（小笠原義弘君）　川守田君。

○13番（川守田稔君）　ありがとうございました。

微々たると言ったら怒られるかもしれませんが、そういったもので何というんですかね、多いの少ないの、高くなった安くなったっていう気は私はないんですけど、ただ今お聞きしますと、会長さんであれば年50日となりますと、一週間に1回ぐらいは何かあるんだっていうわりと大変な職業なわけですよ。そういった中で、30何万かの報酬を得るためにっていう多いのか少ないのかっていう議論の外だと思うんですよ。ただ、人数を減らして経費を減らしてっていうことを考えるよりも、実情に合った意識を高めていただきたいと思うようなところがあった

り、いわゆる昔ながらの固定観念でもっての農業委員会っていうあり方を守るよりも、今の実情にあったそういう助成も勉強も含めて出席日数が多くなっても、それほど経費が増えたとしてもそういう活動の内容も含めてやっていただきたいという個人的な希望だったものですから質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第63号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

農業委員の報酬額の見直し及び選挙による委員の定数の削減を行うため、条例の改正を行うものであるという提案理由であります。農地の番人としての仕事はますます重要になってきている時、2名削減し、人件費等58万円減額できることは喜ばしいことなのではないでしょうか。2名分の仕事をこなすことになると、一人一人の負担も重くなり、地域が広くなる分、目が行き届かなくなることが考えられます。人員を減らして経費節減を図るやり方は、今行われている大企業のリストラと同じではないでしょうか。農家のよりどころとなっています農業委員会の定数が削減されることは、農業委員会の姿が見えにくくなることであり、農家の声が届きにくくなります。人員を減らすのではなく、不要不急の項目を見直すことで改革を進めるべきではないでしょうか。

以上の理由により、議案第63号には反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、議案第64号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第64号についてご説明いたします。

青森県消防補償等組合が青森県市町村総合事務組合となったことなどにより、改正をするものであります。

次のページをお開き願います。第1条の改正であります。この条例に引用している消防組織法であります。この条項について関係する部分を加えるものであります。

第16条及び第17条の改正は、青森県消防補償等組合が平成19年4月に統合しております。この青森県市町村総合事務組合になったことにより、この名称を改めるものであります。よって、関係する法律の引用条項及び名称の改正でありますので内容が変わるものではないです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第5、議案第65号、南部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(庭田卓夫君) 議案第65号、南部町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、新学校給食センターが5月に完成し、8月に給食の供給に向けて稼働することに伴い、現在の3給食センターを廃止し、名称、位置を変更するものであります。

10ページをお願いいたします。南部町学校給食センター設置条例の第2条、名称及び位置についてですが、現在の3学校給食センターの名称、位置が表示されておりますけれども、その表を削除し新たに名称、南部町立学校給食センターとし、位置を南部町大字上名久井字長尾下23番地2とするものであります。

附則、この条例は、平成21年8月1日から施行する。

以上であります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 先ほど、議案第65号に対しまして訂正があるそうですので、学務課長から答弁させます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 先ほどの議案第65号ですが、訂正をお願いしたいと思います。

給食センターの位置についてであります。議案では、南部町大字上名久井字長尾23番地2としてありましたが、字名が長尾下23番地2で漢字の「下」という字が入ります。それが正しい位置であります。お詫びして訂正いたしたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

.....
◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第66号、工事請負契約の締結について（ふるさと運動公園整備土木工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第66号、工事請負契約の締結についてでございますが、提案理由、ふるさと運動公園整備土木工事の請負契約を締結するため議決を求めるものでございます。

12ページをお開きください。工事の表示でございますが名称、ふるさと運動公園整備土木工事。場所、南部町大字上名久井及び下名久井地内。請負代金でございますが、5,706万7,500円消費税込みでございます。契約の相手方、南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社代表取締役、山田輝男。

今回予定価格は、5,847万円でございます。落札価格は、5,435万円、消費税抜きでございます。落札率は、92.95%でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 関連してちょっと伺いたいんですけど、昨日ちょっと南部町の入札の結果の一覧表をインターネット見てたんですけども、落札率が高いのがあれば安いものもある。ただ、見てちょっと感じたことを言いたいのが、町の入札っていうのは常にだれが見ても、いい意味で競争原理が働いたっていう結果であってほしいなと思うんですけども、見ればこれは、「働いたな。」というのと「働かないかな。」というのがあるわけなんですよ。ちょっと気になるのが、比較的金額が張るのが落札率が高いんじゃないか、金額が安いのが低いんじゃないかっていう傾向が最近、見受けられるような気がするんですよ。言いたいことはどういうことかという、今、政府で「景気対策だ」って何か必要以上に悪乗りして、ばかばかと無駄遣いするような予算を出しているような部分があるんですけども、地域の景気対策といいますか、振興発展というのを考えると、地元の零細な業者が比較的落札率を高く取ってもらう分には、これはあんまり苦情が出ないというか不満が出ないんじゃないか。逆に、どこへ行っても仕事が取れるようなある程度の規模とスタッフがあって、実績がある会社っていうのはここだけでは飯が食えない。恐らく、隣りとか周りのあるいは遠方の仕事でも、努力して取るだけの力があるんじゃないかと。だとすれば、厳しい状態ですから臨時的に、例えば1億の工事があったとします。これを1社でやらせると、確かにコストは下がると思うんですよ。技術者とか見とどりする人も一人でもいいと。それをトータル20に分けて、例えば1億の工事を500万の工事で20に割った場合は、本当はいろんな事務経費だとか様々で上乗せせざるを得ないだろうと。でも、そういう比較的金額が小口のやつを

もうちょっと増やして、零細な業者が満遍なく仕事が行き渡る方法というのはあるんじゃないかと。あるいは、今はそういうことをやっても住民も理解してもらえないんじゃないかなと思うぐらい、厳しい社会情勢であるのではないかなと思ったりするんですよね。そこで、私が言いたいのは、この期間限定といいますか、ある程度この景気がちょっと今よりは良くなるだろうと思われるここ2、3年でも、もうちょっとこの大きい金額、大きい業者だけが、ぱっと仕事を取れるやつもちょっとその辺を配慮して、細切れにして、役場で事務的なことだとか管理監督は厳しいと思うんですけど。それで、落札率の失格とか合格、不合格のラインをちょっと上げるとか、そういうことをやっていくのを零細な地域の業者が行き渡ることにも配慮するのが、今の経済状況の中の政治の取るべき一つの方策かなとも考えられるんですけども。ただ、いつまでもそれをやっていけば、悪く言われれば北海道かどっかであった、官製談合だと言われる可能性もあるわけですよ。だから、どこの業者でも遠くから来ても何しても、安ければいいという金額が張る仕事も当然あると思うんですよ。それはそれで、大いに競争が働くような発注方法を考えると。ただ、この地域の雇用だとかいろんなことを考えた時に、一概に原理原則で「大いに競争させなさい。」というだけが、やり方じゃないかもわからないですけども、ただ多分、それって地方自治法にうたっている原理原則からいけば、いけないことだと思うんですけども。その辺を期間限定で、多少やり方を考える、そして「こういう基準でやりますよ。」というある程度みんなが納得して、これだったら地元のいろんな零細な業者も助かるなという妥協点は見いだせるんじゃないかなと思うんですけど、その辺、関連でこういうこと聞くのは、適切か不適切かわからないですけども、理事者の考えをお聞きしたいと思うんですよ。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 私の方からご答弁申し上げます。

工藤議員がおっしゃることは、今の時代厳しい状況において、零細企業ということにもある程度事業を配分していくんだということは、即した考えだと思ってございます。

町でもこれまで道路等におきましては、区間を区切って発注してきた経緯もございますので、その期間限定ということとかコスト的なもの、諸経費等含めるとどうしてもこれは割高になるというのはこれは当たり前ですけども、これまでもこういうことを実施してきてございますので、今後とも議員の意見を尊重しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 今、前向きな答えをいただいたわけですが、ただやっぱりあれについては、町の行政といのは、税金を払う納税者の立場と、仕事を請け負う業者の立場というのは当然、相反する部分があると思うんですけども、その辺の原理原則っていうのを十分検討して、誰が見てもこれだったら納得できるという妥協点をなるべく公表しながらやってもらえばいいと思います。それと同時に、これは町内だけの業者でできる、これは町内の業者でなければできないとか、あるいはもうちょっと範囲の広いあれで入札しなきゃだめだっていうのはあると思うんですけども。その辺をですね、今は経済の非常事態だと思うんですよ。ただ3年後5年後は、「こうなりますよ」という方向を見つけてほしいというのと、もう一つ要望ですけども、今年の1月に10年ものの長期国債の金利が1.2%ぐらいだったんですよ。先月の末、1.5%を超えまして、一時先週の頭は1.55%ぐらい行ったんですけども今、1.51%ぐらいでしょ。新聞なんか見ますと、長期金利というのは年末にかけて1.78%行くんじゃないかと。そうしますと国債、地方債の発行残高が年度末に850兆円行くだろうと。簡単に言いますと800兆円でコンマ5%違えば、年間4兆円の歳出が余分に必要になる。そうすると、ものすごい景気の回復に水を差すだろうと言われている時期ですから、やはり必要なものに金を使うのはいいけども、なるべく無駄な使い方はしないようにお願いして、私の要望を終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 準備しておいていただいておりますが、入開札一覧表を読み上げて説明願います。入札の種類、入札業者、入札書記載金額をお知らせください。

また、各入札業者の住所、代表者名をお知らせください。

入札業者は、どのようにして決められたのでしょうか。もし、理事者側が新しい業者を指名しようとする条件は、どういう内容が整った時でしょうか。また、おおむね南部町内の業者が指名されているようですが、その理由は何でしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 入開札一覧表ということでございますが、お手元に配布してござ

いますが読み上げたいと思います。

今回は、ふるさと運動公園整備土木工事でしたが、落札した山田建設含めて８社の指名をいたしました。読み上げさせていただきます。株式会社夏堀組、5,585万円。山田建設株式会社、落札業者であります、5,435万円。株式会社四戸興業、5,560万円。株式会社松本工務店、5,730万円。助川建設株式会社、5,760万円。工藤建設工業株式会社、5,750万円。夏堀工務店株式会社、5,800万円。有限会社石橋工業、5,750万円。

各業者の代表者と住所でございますが手元に資料がございませんので、後ほどそれについてはご提示したいと思います。

そのほか、指名条件ということでございますが、指名審査会において適正なる審査の結果に基づいて指名しているものでございます。

また、新たな町内の業者ということでございますが、やはり町内でできるものは町内ということの考えのもとに指名してございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） たしかに町内の活性化を図るためには、町内の皆さんにがんばっていただくこともやぶさかではないのですが、この建設関係になりますと、やはり似たような名前が載ってくることを私は注目して質問しているわけでありましたが、もう少し新しい業者にも道を開くとか、10社にしてみるとかそういうようなことは考えられないのでしょうか。なかなかこの入札の件に対しては、私も大変頭を悩ませ、きちんと入札されているということが理解できればそれでいいのですが、なかなかすっきりとした答弁が得られないものですので、何度も質問しているのでありますが、ご答弁願います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） すっきりした答弁をしているつもりでございますが、入札に関しましては、常に適正に執行しているというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第66号、工事請負契約の締結について討論を行います。

ふるさと運動公園は、子供達の運動の場となりスポーツ愛好家の広場、練習場にと待たれているところではあると思いますが、旧名川町時代からのふるさと運動公園整備計画自体、賛成多数で可決されてきたとはいえ、その当時から、ふるさと運動公園よりも手をつけてほしいさまざまなことがあると言われてまいりました。その点では、現在も変わっていないのではないのでしょうか。スポーツ施設として待たれている施設とは思いますが、整備する規模も金額も大きすぎるのではないのでしょうか。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第67号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） それでは議案第67号、財産の取得について、消防ポンプ自動車の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

14ページをお開きください。物品の表示でございますが、品名、消防ポンプ自動車。納入場所、南部町役場。売買代金、1,680万円、税込みでございます。契約の相手方、八戸市売市2丁目4-2、互光産業株式会社代表取締役、梅内利哉。

今回予定価格は、1,615万3,000円でございます。落札額は、税抜きで1,600万円。落札率は、99.05%でございます。

南部町南部消防団第二分団へ配置するCD-1型というポンプ車でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 先ほどと同じく、入札一覧表を読み上げて説明願います。入札の種類、入札業者、入札書記載金額、また各入札業者の住所や代表者名をお知らせ願います。

次に、この消防ポンプ自動車購入についての入札業者は、どのようにして決められたのでしょうか。

これは、どういう条件の業者が指定されたものなのか。これは大変特殊な機械購入のために、たくさんの業者を指名できなかったものなのかどうか、5社以上、10社ぐらいの指名は考えられなかったのでしょうか。

また、三栄防火機材株式会社が失格となった理由は何でしょうか。

また、消防ポンプ自動車とはどのような工程で完成するものなのか、すべての作業を指定された業者が行うものなのでしょうか。もう少し詳しく、この消防ポンプ自動車購入に対しての内容をお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） まず入札業者でございますが、入札、落札業者、互光産業を初め5社を指名いたしました。入札一覧表をまた読み上げます。荒沢商会、1,610万円。互光産業、

落札業者ですが、1,600万円。三栄防火機材株式会社、1,690万5,000円。株式会社八戸鉄工所、1,610万円。有限会社城栄産業、1,610万円。三栄防火機材につきましては失格となりましたが、あまりそういう内容については発表していないものでございますが、恐らくこれは、失格の直接的な理由としては、予定価格を上回っているということでございます。推定されるところによりますと何で上回ったかと申しますと、間違って消費税を入れていたのではないかなというふうにございまして、たまたまこういうことがございまして、三栄防火機材さんはこれまでも入札を何回かされておるのですが、今回はそういう経緯があったのかなということでございました。

なぜ5社なのか。もっと入れたらどうかということですが、基本的に指名業者が、指名願いを出している業者ということでございまして、消防ポンプ自動車につきましては、やはりそれを取り扱っている業者というものが限られていることもございますので、このような内容となつてございます。

ポンプの工程等につきましては、担当課長の方からご説明申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 仕上がりまでの工程でありますけれども、議決をいただきますと契約して発注するわけでありまして、特殊な車輛であります。自動車の部分とぎ装の部分がございますけれども、このぎ装の部分が結構時間がかかるということで、この落札業者のメーカーでありますGMいちはらというところがありますけれども、そこで装備をして仕上げて、こちらの方の業者から引き受けるということになります。なお、途中の検査も実施してまいります。そういう手順になってございます。

あと、機械の取り扱いですけれども、そのほかにモリタとか日本機械工業というのがありますけれども、今回のメーカーの会社は、GMいちはらということであります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） なかなか住民の皆さんが望んでいる消防ポンプですので、早く買って有意義に使っていただきたいのはやまやまなのですが、この5社以外の業者は、入札に参加できる資格なり指名できる条件がなかったということなのではないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 指名願いを出している消防車輛を取り扱っている会社が今5社ということでございますし、また、消防車輛につきましては特殊でございますので、なかなか取り扱っている業者がないと。また、やはりメンテナンスと申しますか、保守、管理ということから関しましてもやはり、取扱店が県内あるいは、この三八地域ということでなければどうしても購入してからの運用、メンテナンス等が非常に不便になるということも考慮されてございます。以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、議案第68号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） それでは、議案第68号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,762万6,000円を追加し、予算の総額を100億8,962万6,000円とするものでございます。町長の提案理由でも申し上げましたとおり、6月補正といたしましては多額の補正額となっておりますが、この度の経済対策に対する国の補正予算に関連した経費を計上したため、多額な補正となっております。

2条及び3条につきましては、それぞれ債務負担行為、地方債の補正でございます。それでは、歳出からご説明いたしますので、25ページをお開きください。まず、今回の歳出の補正についてであります。4月の人事異動に伴いました6月支給の期末勤勉手当の引き下げなどにより、給与等を計上している議会費初めとして全科目について給与等の追加及び減額の補正を行ってございます。それでは、主な補正についてご説明申し上げます。

次の26ページでございますが、2款総務費5目財産管理費7賃金でございますが、雇用情勢の悪化に伴い、県からの緊急雇用創出事業補助金を活用して、公共施設の環境整備を行う臨時職員5人を雇用する賃金552万円を追加いたしております。

次に、6目企画費19負担金補助及び交付金ですが、プレミアム商品券発行補助金として、商品券1枚につき2,000円を補助する3,000セット分600万円を追加計上いたしております。

次に、10目地域交通対策費18節備品購入費の300万円の減額ですが、里バスの中型バスについて、中古車両を導入する予定でございましたが、この度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業において新車を購入することとしたため減額するものでございます。

次に、24目肉用牛導入事業基金積立金ですが、肉用牛導入推進を図るため県補助金を原資として基金を積み立てるもので、50万円を積立金に計上いたしました。

次に、27目地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でございますが、国が経済危機対策として21年度第1次補正予算に約14兆円を計上し、このうち1兆円を地方公共団体へ配分するものでございます。今回、この27目には補正額として4億4,135万9,000円を計上し、財源としまして国からの交付金4億2,950万円、一般財源を1,185万9,000円といたしました。事業の主な内容でございますが、一番下の段でございます。まず、15節工事請負費でございますが、3億1,670万ということでございますが、その内容についてご説明申し上げます。一つ目として、町道の補修、改修工事に8,510万円でございます。次に、ふるさと運動公園整備事業、整備の工事費として、1億6,000万円でございます。これにより来年度整備予定とした計画を前倒しし、平成14年度から整備してまいりましたふるさと運動公園の整備を完了させるものであります。三つ目として、新たな給食センターの配送用トラック4台を格納する車庫の建設工事費として2,000万円。このほか、剣吉小学校の校庭の改修工事、体育館等の改修工事費などを計上いたしましたものでござい

す。13節の委託料につきましては、これらの工事に係る設計監理委託料1,720万円でございます。

次のページをお開きください。18備品購入費でございますが、一つ目といたしまして、ふるさと運動公園整備に係る備品分が3,179万5,000円。次に、消防防災促進事業として、消防団員の活動用の防火衣やヘルメット等の整備分として3,429万6,000円。里バスの購入費に中型バス1台分として1,780万円のほか、今回、低公害車導入促進事業として、公用車を低排出ガス車に入れ替えていくためハイブリット車や軽自動車などを導入する経費として2,179万9,000円など、総額で1億569万円の追加となっております。今回、この経済危機対策の対象事業につきましては、当初予算に計上されていない事業に限るということとされているものでございます。

次に、28ページでございます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費13節委託料ですが、国民投票・投票人名簿システム導入について、名簿整備について業務が県から国へと変更となり、また当初単年度で実施する予定としておりますが、2カ年で実施することとなったため、来年度分の事業費165万4,000円を減額するものでございます。

次に、33ページをお開きください。商工費2目観光費13節委託料でございますが、町観光協会へ委託している観光客誘致促進事業として103万円、緊急雇用創出事業として、バーデハウスに体力づくり補助指導員7人を配置する事業を委託費として609万4,000円を追加するものでございます。

次に、3目観光施設費ですが、チェリリン村の臨時職員賃金について緊急雇用創出事業補助金を235万7,000円充当し、一般財源を同額減額する財源内訳の補正でございます。

次に、34ページでございますが、8款土木費1目道路橋りょう維持費7節賃金であります。これにつきましても緊急雇用創出事業補助金を活用して、町道維持管理作業人夫賃4人分として220万7,000円を追加したほか、碎石など補修用材料、町道工事に伴う補償費などそれぞれ100万円を追加してございます。また、財源の補正といたしまして、橋りょう点検に係る国庫補助金600万円を追加してございます。

次の2目道路橋りょう新設改良費においても、工事の追加などに650万円、補償費に200万円をそれぞれ追加補正いたしております。

次のページをお開きください。5項住宅費の2目住宅建設費13委託料及び15工事請負費でございますが、建設を予定しております南部地区の集会施設について地域住宅整備事業から公民館建設事業と整備することとなったことに伴い、この経費を教育費へ組みかえることとし、集会施設的设计委託料310万8,000円を減額し、また工事請負費はひろば台団地造成工事費として1,000万円を追加し、集会施設の工事請負分7,640万3,000円を減額し、差し引き6,640万3,000円を減額す

るものでございます。

次に36ページでございますが、10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の18節備品購入費でございますが、来年度導入予定の南部地区の小中学校コンピュータについて国庫補助金と経済危機対策臨時交付金を活用して前倒しで整備するものでございまして、小学校費の備品購入費に3,157万6,000円、中学校費の備品購入費に1,672万8,000円を計上いたしました。

次のページをお開きください。10款教育費5項社会教育費2目公民館費ですが、土木費の住宅建設費でご説明申し上げましたとおり南部地区の集会施設を公民館として整備することに伴い、公民館整備に係る予算を住宅建設費から組み替えて計上したものであり、13節委託料に設計監理業務などを225万6,000円、建物の工事請負費として8,210万5,000円、施設用の備品費として286万6,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、もどっていただいて23ページをお開き願います。13款国庫支出金2項国庫補助金であります。3目土木費国庫補助金の公営住宅整備事業補助金にひろば台団地造成工事費分の前倒し分として461万3,000円、橋りょう費補助金に橋りょう点検業務補助金として600万円。

4目教育費国庫補助金でございますが、南部地区の小中学校にコンピュータ整備事業として2分の1を補助するもので、歳出でもご説明申し上げましたが、小学校費に1,578万7,000円、中学校費に836万3,000円。

次に、6目総務費国庫補助金の総務費補助金でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として4億5,330万円を追加するものでございます。

同じく国庫支出金3項国庫委託金1目総務費国庫委託金の選挙費委託金ですが、国民投票・投票人名簿システムの構築が県から国へ変更となり、国庫委託金として303万円を追加するものでございます。

次に、14款県支出金2項県補助金であります。4目農林水産業費県補助金に家畜導入事業費として50万円。

7目労働費県補助金として、雇用対策として、臨時職員を雇用する緊急雇用創出事業補助金に1,881万1,000円。観光客誘致促進事業に充当するふるさと雇用再生特別事業補助金に103万円を追加するものでございます。

次に、同じく県支出金3項県委託金1目総務費県委託金の選挙費委託金であります。国庫委託金でもご説明いたしましたが、国民投票・投票人名簿システムの構築が県から国への委託と変更となったため466万2,000円を減額するものでございます。

次に、17款繰入金 2 項基金繰入金につきましては、各事業に対する一般財源分として財政調整基金から1,235万7,000円を繰り入れるものでございます。

次に、町債でございますが、町道補修工事の追加などにより町道整備事業債として850万円を過疎債分として追加補正するものでございます。

次に、19ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為の補正でございますが、選挙費の国民投票・投票人名簿システム導入業務について、当初21年度単年度で実施する予定でしたが、22年度までの 2 カ年で実施することとなり、当初予算に計上している導入経費472万5,000円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、20ページでございますが、第 3 表、地方債補正であります。歳入歳出補正でもご説明申し上げましたが、町道舗装工事を追加することに伴い、町道整備事業債の限度額を7,800万円から850万円追加し、8,650万円とするものでございます。

以上が、平成21年度一般会計補正予算第 2 号の主な内容でございます。以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今、説明を受けた訳であります。その質問の内容が重複するかもしれませんが、ちょっとお聞きいたします。これは、今、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業と緊急雇用創出事業という事業を国からの予算で取りつけられるということですが、国の方からはこの事業に対してどのような条件なり、どういうところに使いなさいというような細かい規定があったのでしょうか。町としましては、使いたいところに使えなかったというようなことはなかったのでしょうか。

また、17名の新規雇用を見込んでいるということですが、この17名という数字はどのようにお考えに、どのように考えたらよろしゅうございますか。

また、仕事内容は先ほどもお話されたようでありますが、そのところに取りつけようと考えました内容・根拠はどういうところでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君）　まず、私の方から地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてということで申し上げたいと思います。国の方からは、基本的に4月11日以降に予算に計上される事業に限りますというのが、これだけははっきりしているということでございます。町の方でもっとやりたい事業でやれなかったものはあるのかということの質問でございましたが、やはり当初予算に計上しているもので、起債が入っているものについては本当はこちらの交付金を使って、なるべく起債を使わないようにしたかったものもございしますが、いかんせん当初予算に入っているもの等につきましては、やっぱりこれを使う訳にはいかないということで、新たな事業を創出すると。また、来年度以降実施する予定のものについて、前倒しということ等を勘案して事業を決めてございますが、6月中に県の方に計画書を出すということになってございますが、9月に向けてもまた見直し等も可能であるということの情報も入ってございますので、事業等をですね、また入札等で残が出たり、また確定額の確定通知が来た場合についてはまた補正対応ということも検討したいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君）　商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君）　緊急雇用について説明いたします。まず、緊急雇用につきましては、国の方から県に配分がありまして、県がそのお金を基金として積みまして、それを各市町村に配分するという形になっております。その条件としては、いろいろと委託事業とか新規購入とかいろいろあります。それらを各課の方にいろんな事業を提示してもらいまして、それが県で示される事業内容に合致するかどうかをチェックいたしまして、県の方でそれを承認するという形になっております。これは緊急雇用は21年から3年間ということになっておりまして、3年間の中でその事業費を使っていただきたいということになっておりまして、ちなみに当町には7,134万ほど配分になっております。これを元に今進めている状況であります。雇用に当たりましては、条件としては公募しなさいよということが一つの条件となっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君）　工藤君。

○14番（工藤久夫君）　26ページの景気対策の件でちょっと意見を言いたいのですけど、去年の後半からのこの景気対策ということで、今までやりたくてもできなかった事業が、かなり今進む

ことになるわけですね。私が議員としてちょっと残念に思うのは、これに使います、あれに使いますっていう計画が出て、金額が出てから議会に「これをお願いします。」というような形でくるといような。よく言えば、任せていて安心であればいい部分もあるでしょうけども、私らにすると、いろんな地域の住民から要望を抱えているわけですね。議員がやっぱり町の事情からいけば、これは優先すべきだろう、これは2番手にしてもいいだろうとかっていうそういう自論の過程があまりなかった。それが残念なところなんです。ですから、今回みたいなこの棚ばたみたいな金が出てくるっていうのはいつまでも続くわけじゃなくて、恐らく、これが最後か最後の一つ手前ぐらいじゃないのかなと。だから、町で例えば道路がこうだったら、学校施設、公共施設なら公共施設で、金があればこれをやりたいというリストが当然あると思うんですよ。それを一覧表にして作っておいて、金を振り分ける前に決定する前に協議する、そういう必要があったんじゃないかな。そうしないと、「何だ、それがあるんだったらこういうのに使えたんじゃないかな。」というのが振り返っても結構あるんですよ。その辺がちょっと残念に思うんですけども、これからは、そういうふうな話し合いをしながらちょっと調整するとかそういうふうにしてもらえませんか。そこをお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 一般的な話でございますが、やはり大規模な事業等につきましては、事前に全員協議会ということでこれまでもお話しさせていただいているわけでございますけども、今回の臨時交付金は、ちょっと早急な内容ということでございました。また、早めに予算化して、6月議会になるべくかけていただきたいという国からの指示がございまして、事前にというわけには今回はいきませんでした。ご承知のように、今回の臨時交付金につきましては、1兆円分でございますが、このほかに、実は1.4兆円分という地方公共投資臨時交付金というのがまだありまして、これについては、まだ内容が確定してない部分もございます。基本的には、国直轄事業に対応するような事業なのかなというふうには思っておりますが、各市町村ともまだその内容について、はっきりしていなくて事業の整備に向けての話まではということで、まだ確定していないというふうに聞いてございますので、今後とも議員の方に事前にということであれば、その辺をどういうふうなやり取りでしていくのかというのは、また、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） いや、議員の方に事前にという希望があればとか要望があればという認識を変えてもらわないと、ちょっとまずいんじゃないかな。結局、今のこの予算化したのは、誰と誰がどういう形で相談して決めたんですかということが聞きたくなるわけですよ。そういうことを言いたくないから。やはり、ある程度みんなが共通の認識として、この町では優先度からいけば、例えば教育だったらここに金を使おうとか、土木だったらここにやりましょうとかあるはずなんですよ。そういう議論を一切しないで、予算化して「はい、これになんぼやりますよ。金がこう来ますよ。」ということだといけないんじゃないですかということを聞いているわけです。だから、私は要望ですけども、強く言いたいのは、みんなが問題を共通の問題として認識して進むのと、何も知らないで「はい、こう決めましたからこうしましょう。」例えば、旅行に行くのに一泊の温泉に行くのに、「どこの温泉に行くの。はい、任せてますから黙ってついて来い。」というのと、「どこの温泉がいいですかね。」と聞くのとは、だいぶ違うと思うんですよ。そこをもうちょっとね、金額もかなりの金額を使うわけですから、そこはみんなに説明して「こういうような使い方をしたい。どうですか。」とやってから、プリントをした方がいいんじゃないですかという質問なんですよ。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 関連としてお伺いしたいことがあります。

農林水産費なんですが、先般ですね、土壌診断について何かしらの予算が県の方ですか、国の方からもあったかと思うんですが、それで、5月の末いっぱいをもってその土壌診断に対する補助が終了したやに伺っております。これ以降は、その11項目を3,500円、18項目を4,000円ですか、しかるべきJAですとか、そういうしかるべき機関にお金を払って土壌診断してもらいなさいという方針なようであります。それはそれで仕方ないのかなと思うんですが、土壌診断を行った方々が得たデータというのがちょっと気になるので、質問させていただくのですが、畑の土をpHを測ったら4とか4.5とかそういった非常に酸性度の強い結果が出てきたってことを伺ったんですよ。通常であれば考えられないなという値だと思うんですが、これはどういう現象なんだろうと思ひまして、県の方にも私聞いてみましたらですね「それは、窒素成分の蓄積が起こってるんじゃないですか。」ということだったものですから、ということになれば、何か必要もな

い肥料を毎年毎年、窒素・リン酸・カリであれ、硫酸であれ、そういうあれを必要もないのにまいてきたんじゃないかなという今までの農政のあり方のようなものを考えてしまいます。

そこで伺いたいのですが、町の方で1,000何百件かの分析データをお持ちのように伺っておりますので、その結果から大体どういう結果を得ているのか、お伝えしてもらいたいと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

土づくりということで、簡易土壌診断みどりくんを使って実施いたしました。

実績は、1,360検体ほど行っております。それぞれについて、簡易診断をしたという状況でございますので、詳しいことについてはこの検査では出ないということになります。

含まれている成分ですけども、低いといえますか少ない成分は出てきませんので、多いか適正かという結果が出ております。

まずは、物を生産する場合は、たくさん肥料をやった方が採れるということで、結構、肥料の方を過剰に散布している部分もあろうかと思えますけども、まず、窒素・リン酸・カリ分の成分を調べたわけでございます。これの実績を農家の方には、全部報告してございます。田んぼについては、窒素分が少ないとかほとんど出てこないという感じですけども、リン酸、カリについては多いと。果樹園地については、窒素分がかなり多いという状況になっております。全体的に言いますと、過剰に肥料を入れているという状況となっております。

簡易診断の報告を農家の方に送りまして、それに基づいて精密な部分については、必要な場合は農家の方々に実費で調査してもらおうという形で、今現在やっております。これまでやってきました、みどりくんを使った簡易診断でございますけども、今月でとりあえず県の方は終了するということで決定してございます。それに関しましては、さまざまな会議とか県の町村会とかですね、そういったのにも事業を継続して実施していただくようには要望してございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 水田は窒素が足りない傾向で、園地は過剰な傾向があるということです。

か、今の答弁は。大体そういう大まかなことがわかっているのであれば、町内で1,360ポイントですか、それぐらいを調査したというんですが、考えてみればたった1,300何ポイントなわけですよ。一カ所の畑から何ポイントのサンプルを取ったのかはわかりませんが、それにしても今までこの土壌診断ですとかそういったその作業は農家の方にはなかったと思ってるんですよ。それで、ただただ「はい、これをいっぱいまいってください。いっぱいまけば、いっぱい採れますよ。」みたいな、農協さんであれ肥料を扱っている業者さんであれ、言いなりになってせっせと肥料を購入しては農薬を購入しては散布していると、実際は、ある部分では窒素分の蓄積が起こって畑の酸性度が高まっていると。なんかこうやるせないような、それは「それは農家の責任でしょ。」と言われればそうだと思うんですが、そういつて責めきれの部分も感じないんですね。ですから、せっかく土壌診断という意識が農家に生まれたわけですから、県の事業が終了したのであれば、町独自で補助金を設けてさらに続けて、いったい南部町の田畑がですね、その土がどういう状態にあるかということちゃんと把握して、その上で土壌設計という形で肥料設計をして、農地の回復を図る作業が必要だったんじゃないのかなということを考えたんですよ。なんか雨降ってきたら床が濡れて、畳も濡れておかしいねって、みんなおかしいと思ってたはずなんですよ。それでよくよく気づいたら、天井に屋根に大きい穴が開いてましたってそういう状態のような滑稽な感じがするんですよ。ですから、こういった県とか国に振り回されるのは末端の市町村の宿命といえば宿命なんですけれども、ここをさらに考え方を変えて、土壌診断という一番農業の基本になる部分に対して、もう少しお金を割くべきだと私は考えるんですが、いかがお考えか伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、農作物を生産する場合は、土づくりが基本なわけでございます。

この件に関しましては、当初事業として発足した当時は、農家の方々がまず農家の方々が乗ってこなかったといえますか、土壌診断をする方が少なかったと。それで、何年かしてやっと昨年度におきまして興味があって、この1,360検体という事業を実施したわけでございます。農家の方がやっと興味をもってきたという時期に、県の方ではやめるという情報が入りましたから、私どももちょっと困惑している状況でございますけれども、この件につきましては、先般の会議におきまして、他町からも続けてほしいという要望が出ております。今後、県の動きを見ながらそ

の辺のところを、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第9、議案第69号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第69号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億4,673万2,000円とするものであります。

44ページへお進みください。歳出からご説明いたします。1款1項1目の一般管理費に123万1,000円を補正します。補正の内訳としましては、11節需用費の123万1,000円。印刷製本費になっておりますが、これは制度改正等の周知を図るパンフレット等を作成するものに充てるものであります。

次に、2番の歳入でございます。7款2項2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金123万

1,000円を補正し、歳出の印刷製本費等に充当するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、議案第70号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 45ページでございます。議案第70号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

これは、継続費の追加補正でございます。

次のページをお開き願います。第1表、継続費の補正でございますが、追加として1款下水道建設費、公共下水道建設費、浄化センター建設事業の機会及び電気設備の事業でございまして、

総額 7 億 7,200 万円でございますが、平成 21 年度に 2 億 7,000 万円。平成 22 年度に 5 億 200 万円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は原案どおり可決されました。

.....

◎請願第 1 号から陳情第 5 号までの委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第 11、請願第 1 号から日程第 14、陳情第 5 号までの請願 1 件、陳情 3 件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る 6 月 5 日の本会議において本委員会に付託されました請願第 1 号、りんごの価格安定対策

を求める請願書、陳情第3号、協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、6月5日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第1号は、降霜、降雹による被害果、つる割れ果等により良品なものも価格が暴落し、りんご農家の経営は深刻な状況にあるため、国内での需給調整とともに外からの輸入果汁の規制、国産・県産りんご加工製品の原料原産地表示の義務づけなど総合的な対策が必要なことから、全会一致で採択となりました。

なお、陳情第3号は、問題の重要性に鑑み、慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

以上で、請願審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る6月5日の本会議において本委員会に付託されました陳情第4号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情、陳情第5号、乳幼児期のヒブワクチン接種助成に関する陳情について、6月8日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布をしております陳情審査報告書のとおり、陳情第4号は、問題の重要性に鑑み、なお慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

陳情第5号は、ヒブを原因菌として発症する「細菌性髄膜炎」が乳幼児期の死亡要因のひとつにあげられていますが、現時点での青森県での発症事例はありません。ただし、多くの先進国で定期接種化されている現状をふまえ、この事は国・県レベルで検討すべきであると考えられるため、不採択といたしました。

以上で陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 産業建設常任委員長、教育民生常任委員長の報告が終わりました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、請願第1号、りんごの価格安定対策を求める請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

.....

◎陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、陳情第3号、協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は継続審査とすることに決しました。

.....

◎陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、陳情第4号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は継続審査とすることに決しました。

.....

◎陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、陳情第5号、乳幼児期のヒブワクチン接種助成に関する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。

.....

◎常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第15、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

.....

◎閉会中の継続調査の件

○議長（小笠原義弘君） 日程第16、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....

◎議員派遣の件

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件についてお手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

.....

◎日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

継続審査となっておりました陳情第1号及び本日審議いたしました陳情書に係る閉会中の継続審査の件2件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、継続審査となっておりました陳情第1号及び閉会中の継続審査の件2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後0時26分)

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後0時28分)

.....
◎陳情第1号の委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 追加日程は、お手元に配付のとおりであります。

追加日程第1、陳情第1号、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

(教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る、3月2日の本会議において本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第1号について、6月8日、本委員会を開催し、慎重に審査しました。

審査の結果は、人員不足の部分もあると考えられますが、国の方針で人事配置をしているため、不採択といたしました。

以上で陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第1、陳情第1号、法務局職員の増員に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎閉会中の継続審査の件

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第23回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月5日から本日まで7日間の日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございました。提案いたしました、条例の一部改正をはじめ契約の締結、補正予算等につきまして慎重審議いただき、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、去る2月17日から19日までの3日間、町内三カ所におきまして、まちづくり懇談会を開催いたしました。

これは以前、川井議員からも「開催の考えはないか。」というご質問もございました。それに応えながら、そしてまた、日頃から私が申し上げております「町民の皆様とのキャッチボール対話」について、より幅広い方々からご意見を賜るため開催したものでございます。

この懇談会におきまして、ご出席いただいた皆様からは、町の財政を心配するご質問、農業の先行きや若者の働き場所の確保に対する不安、非常時や緊急時における町の対応など町政運営の根幹に関わるご意見のほか、普段、行政の気づかない、しかも地域の皆さんにとりましては身近で切実な問題に対するご助言など、大変貴重なご意見、ご提言を頂戴することができたと思っております。

私は、「工藤祐直のまちづくり」として公約を掲げ、これに基づき町政運営に携わって参りましたが、今一度、公約の達成度を検証するとともに、町民の皆様から様々な機会にいただきましたご意見を踏まえ、この実現に傾注し、更なる南部町発展のために誠心誠意努めて参りたいと思います。今後とも議員各位の更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

して、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、6月5日から本日まで7日間でありましたが、円滑な議事進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め、理事者各位におかれましては、議案の説明にご協力をいただき、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げまして、閉会の言葉といたします。

これをもちまして、第23回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 中 村 善 一

署 名 議 員 佐々木 勝 見